

南大隅町過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)



鹿児島県南大隅町

目 次

第1章 基本的な事項

1. 南大隅町の概況	
(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的条件の概要	
①自然的条件	1
②歴史的条件	1
③社会的、経済的条件	1
(2) 南大隅町における過疎の状況	
①人口等の動向	2
②旧過疎法に基づくこれまでの対策	2
③現在の課題、今後の見通し	3
(3) 南大隅町の世界経済的発展の方向	3
2. 人口及び産業の推移と動向	
(1) 人口の推移と動向	3
(2) 産業の推移と動向	6
3. 行財政及び公共施設の状況	
(1) 行財政の状況	6
(2) 主要公共施設等の整備状況	8
4. 地域の持続的発展の基本方針	
①誰もが生き生きと働き、訪れた人が「また来たい」と思えるまち	9
②誰もが健康で安心して「暮らし続けたい」と思うまち	9
③ふるさとを誇りに思い、未来を見据えて学び続け、誰もが幸せを感じられるまち	9
④安全・快適で、誰もが「暮らしたい」と思うまち	10
⑤多様な主体と協働し、時代を先取りする行政経営を目指すまち	10
5. 地域の持続的発展のための基本目標	
(1) 人口に関する目標	10
6. 計画の達成状況の評価に関する事項	11
7. 計画期間	11
8. 公共施設等総合管理計画との整合	11
9. SDGs（持続可能な開発目標）	11

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1. 現況と問題点	13
2. その対策	13
3. 計画	14
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	15

第3章 産業の振興

1. 現況と問題点	16
-----------	----

2. その対策	17
3. 計画	19
4. 産業振興促進事項	20
5. 公共施設等総合管理計画等との整合	21

第4章 地域における情報化

1. 現況と問題点	22
2. その対策	22
3. 計画	23
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	24

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

1. 現況と問題点	25
2. その対策	26
3. 計画	27
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	28

第6章 生活環境の整備

1. 現況と問題点	29
2. その対策	30
3. 計画	31
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	32

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1. 現況と問題点	33
2. その対策	34
3. 計画	34
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	37

第8章 医療の確保

1. 現況と問題点	38
2. その対策	38
3. 計画	39
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	40

第9章 教育の振興

1. 現況と問題点	41
2. その対策	41
3. 計画	42
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	43

第 10 章 集落の整備

1. 現況と問題点 4 4

2. その対策 4 4

3. 計画 4 5

4. 公共施設等総合管理計画等との整合 4 5

第 11 章 地域文化の振興等

1. 現況と問題点 4 6

2. その対策 4 6

3. 計画 4 6

4. 公共施設等総合管理計画等との整合 4 6

第 12 章 再生可能エネルギーの利用の推進

1. 現況と問題点 4 7

2. その対策 4 7

3. 計画 4 7

4. 公共施設等総合管理計画等との整合 4 7

第 13 章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1. 現況と問題点 4 8

2. その対策 4 8

3. 計画 4 8

4. 公共施設等総合管理計画等との整合 4 9

(添付) 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）過疎地域持続的発展特別事業分 5 0

第1章 基本的な事項

1. 南大隅町の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的条件の概要

①自然的条件

南大隅町は、旧根占町と旧佐多町が平成17年3月31日に合併し22年が経過した。

雄大な自然を活かし、心の豊かさを求め、新たな発展を目指す町として誕生した本町は、鹿児島県大隅半島の最南端に位置し、総面積213.57km²、人口6,481人（令和2年度国勢調査）の町である。東は太平洋に面し、種子島、屋久島を遙かに望み西は東シナ海に続き鹿児島湾に沿い、南薩方面に相対している。

本町の地形は、最高峰の稲尾岳（959m）が町境に、また、野首岳（897m）・木場岳（891m）・辻岳（773m）等がそびえ、花ノ木・横別府・辺田別府及び大中尾の台地など一般的に高いところが多く、標高200mから500mの山間盆地や太平洋側から鹿児島湾の海岸線沿いに大半の集落が散在している。

また、東部から半島の中央部にかけて肝属山地が広がり、山岳地帯から花崗岩地帯をぬいつつ、根占地区の中心部を流れる2級河川「雄川」をはじめ数十の溪流が町の穀物地帯を潤している。

山林は海岸地帯まで迫り、耕地は山間部に多く、土壌も花崗岩、シラス地帯が多い。

気候は、大隅海峡を流れる黒潮の影響もあるため、高温多湿の気候条件にあり、海岸線一帯の無霜地帯では亜熱帯性の植生も見られるなど自然環境に恵まれた地であり、鹿児島湾沿いの根占塩入から佐多岬一帯までと雄川の渓谷は「霧島錦江湾国立公園」に指定され、また、佐多外之浦から内之浦までの太平洋側一帯は「大隅南部県立自然公園」に指定されている。

②歴史的条件

本町では縄文時代の土器が発見されており、温暖な気候の下で、この頃すでに人々が居住していたことを物語っている。また、平安時代から藩政時代までは禰寝院に属し、その後は島津藩の直轄地として発展した。

廃藩置県で生まれた旧村は、明治の大合併により小根占村、佐多村となり、その後、昭和16年に根占、昭和22年に佐多がそれぞれ町制施行している。また、昭和25年には猪鹿倉集落が根占町から田代村へ編入されたが昭和の大合併は経験していない。

平成17年3月31日、平成の大合併により、「根占町」「佐多町」の2町が新設合併して南大隅町が設置された。

③社会的、経済的条件

本町は大隅半島の最南端に位置し、鹿児島市、鹿児島空港、志布志港等の拠点に遠く、東九州自動車道鹿屋串良JCTと本町を結び、広域道の柱として期待される大隅縦貫道は、防災、医療、観光等の分野においても重要な役割を担う地域高規格道路であることから、早期の完全整備が望まれている。

また、海の国道としての役割をもつ「山川・根占航路」においても、山川・根占航路運航推進協議会を中心にして、両半島を結ぶ生活航路・物流・観光面からも重要な航路として位置付けられている。

町内の企業数、事業所数、従業者数はほぼ一貫して減少傾向にある。産業大分類別の売上高の構成比では全国や鹿児島県と比較して、特に「農業、林業」、「漁業」、「生活関連サービス業、娯楽業」の割合が多く、「製造業」「卸売業、小売業」の割合が少なくなっている。また、経済構造からみても自給率が低く、町内需要の6割以上を町外からの移輸入に依存している状況となっている。このような現状を踏まえ、デジタル技術等を活用しながら既存の産業を組み合わせた新たな産業創出が必要である。また、本町の強みである農林漁業の生産物を加工して付加価値を高めて出荷する体制（町内連携）構築が必要であり、そのためには食品加工業者の誘致・育成が不可欠となっている。観光面では、佐多岬・雄川の滝と町内他の地域資源を組み合わせた多様な体験を提供し、町民との交流機会を創出するなど町内での滞留時間を延ばす仕掛けづくりが必要となっている。

（２） 南大隅町における過疎の状況

①人口等の動向

国勢調査における本町の人口は、根占地区においては昭和30年の13,589人、佐多地区においては昭和25年の11,494人をピークに減少が続いている。

人口減少率は、昭和35年から昭和50年で32.8%の減、昭和50年から平成2年で21.9%の減、平成2年から平成17年で21.0%の減、平成17年から平成27年で23.8%の減、平成27年から令和2年で14.1%となっている。また、高齢化率については、年々上昇する一方で、令和2年度では49.3%と県内で最も高くなっている。

人口の流出は、わが国の高度経済成長を迎えた昭和35年頃から青壮年層を中心に都市部への流出が続き、出生率の低下を招くとともに高齢化進行の大きな要因となっている。また、青壮年の町外流出は、後継者等で残っている青壮年の結婚問題にも大きな影響を与えており、独身者の増加等に対する結婚対策も大きな課題となっている。

過疎化の要因として最も大きいと考えられるのは、就業の場の不足である。基幹産業である農業においては、土地基盤整備等の遅れによる収益が伸び悩み、農産物の価格低迷や燃料の高騰などを背景に、深刻な後継者不足が生じてきている。企業誘致も本町においては立地条件が悪く、大企業の進出が見込めず過疎化が進行している。

②旧過疎法に基づくこれまでの対策

平成27年度から「南大隅町第2次総合振興計画」や「南大隅町過疎地域自立促進計画（平成22～令和2年度）」に基づき、「子や孫に感動を伝えるまちづくり」を目標として、産業振興等の施策による雇用の場の創出や、子育て支援、地域医療の連携体制の充実など定住を促進する環境づくりを着実に進め、人口の定着化を図ってきた。

生活環境の整備では、佐多地区簡易水道統合事業、ごみ焼却等の大隅肝属広域事務組合への負担金や防災行政無線整備事業等の整備を図った。

交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進では、雄川の滝へのアクセス道路の改修や、その他町道及び農道の年次的な改修を行った。

また、海の国道としての役割を担う薩摩・大隅両半島を結ぶ山川・根占航路の安定的運航を図るための助成を行った。

産業の振興対策では、中山間地域等直接支払交付金事業、佐多岬ふれあいセンターやねじめ温泉ネ

ツピー館の観光施設の改修も実施した。

教育の振興対策では、学校教育関連施設でスクールバス運行事業やプール整備、パソコン整備などの教育環境の整備や社会教育施設の整備を図った。

その他地域の自立促進に関し必要な事項では、地籍調査の実施や本庁舎建設事業を実施し、庁舎機能の充実を図った。

③現在の課題、今後の見通し

第2次南大隅町総合振興計画や南大隅町過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年～令和7年度）を基に、過疎対策及び人口減少に歯止めをかけるための施策に取り組んできた。

しかし、依然として人口減少に歯止めがかからず、特に年少人口（0歳から14歳）が大幅に減少し、高齢化率は49.3%（令和2年10月1日現在）で、県の32.5%を16.8ポイント上回っている。今後もこのような状況が続くと見込まれ、生活道路の管理や冠婚葬祭など集落共同体としての機能維持が困難になるなど、町民の暮らしに直結する課題が生じており、高齢者が生きがいの持てるまちづくりを進める必要がある。

一方、本町への移住・定住を促進するため、地域自らの創意工夫により新たな産業をおこし、雇用の場を確保、UJIターン者の受入れ態勢・環境整備を図ることが課題となっている。

今後も、急激な人口増は見込めないが絶えず変化する社会情勢を見極めながら、本町の持つ豊かな地域資源を有効に活用し、「誰もが生き生きと輝き、ともに成長する本土最南端のまち」を推進することにより、地域の持続的発展が図られるものと考えられる。

（3） 南大隅町の社会経済的発展の方向

本土最南端に位置し、豊かな自然環境や「佐多岬」、「雄川の滝」などの観光資源を有効に活用し、本町の基幹産業である農林水産業のさらなる振興・育成を図るとともに、地域資源を活用した農商工連携や6次産業化による新たな地域ブランドの開発など、各産業の連携によって相乗効果を高め、産業全体で付加価値を向上させる必要がある。

本町を訪れる人が「また来たい」と思ってもらうためには、町民一人ひとりが本町の魅力を実感し、元気で生き生きと働き、これを「町の魅力」として伝えていくことが重要である。この魅力を絶えず発信しながら、本町への移住者を増やす取組を実施し、観光振興を図ることで関係人口・交流人口の増加を目指し、新たな人の流れを創出するとともに地域との関わりを持つ人材の確保を目指す。

2. 人口及び産業の推移と動向

（1） 人口の推移と動向

本町の人口は、合併前の根占地区において昭和30年に13,589人、佐多地区において昭和25年の11,494人をピークに年々減少を続け、令和2年国勢調査で6,481人まで減少し、合併時の平成17年と比較し3,416人の減少となった。

年齢階層別では、表1-1（1）のとおり、0歳～14歳の減少が大きく、平成17年（国調）は47.2%と大幅な減少となり、引き続き減少している。

15歳～64歳の段階では、平成17年に減少幅が最も大きくなり、令和2年では20.3%となった。

一方、65歳以上の段階では、平成17年の4,080人をピークに令和2年は3,197人と減少しているが、総人口も減少しており、高齢化率は49.3%と、県内で最も高くなっている。

今後の見通しとしては、将来に夢や希望を持つことができるような、魅力ある南大隅町を発信し、地方への人の流れをつくる施策に努めていく必要がある。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 14,344	人 12,526	% △12.7	人 9,897	% △21.0	人 7,542	% △23.8	人 6,481	% △14.1
0歳～14歳	2,930	2,051	△30.0	1,082	△47.2	713	△34.1	583	△18.2
15歳～64歳	9,000	7,538	△16.2	4,735	△37.2	3,391	△28.4	2,701	△20.3
うち15歳～ 29歳(a)	2,131	1,351	△36.6	882	△34.7	463	△47.5	383	△17.3
65歳以上(b)	2,414	2,937	21.7	4,080	38.9	3,437	△15.8	3,197	△7.0
(a)/総数 若年者比率	% 14.9	% 10.8	—	% 8.9	—	% 6.1	—	% 6.1	—
(b)/総数 高齢者比率	% 16.8	% 23.4	—	% 41.2	—	% 45.6	—	% 49.3	—

※人口総数は、年齢不詳者も含まれているため、内訳の合計とは一致しない。（平成27年）

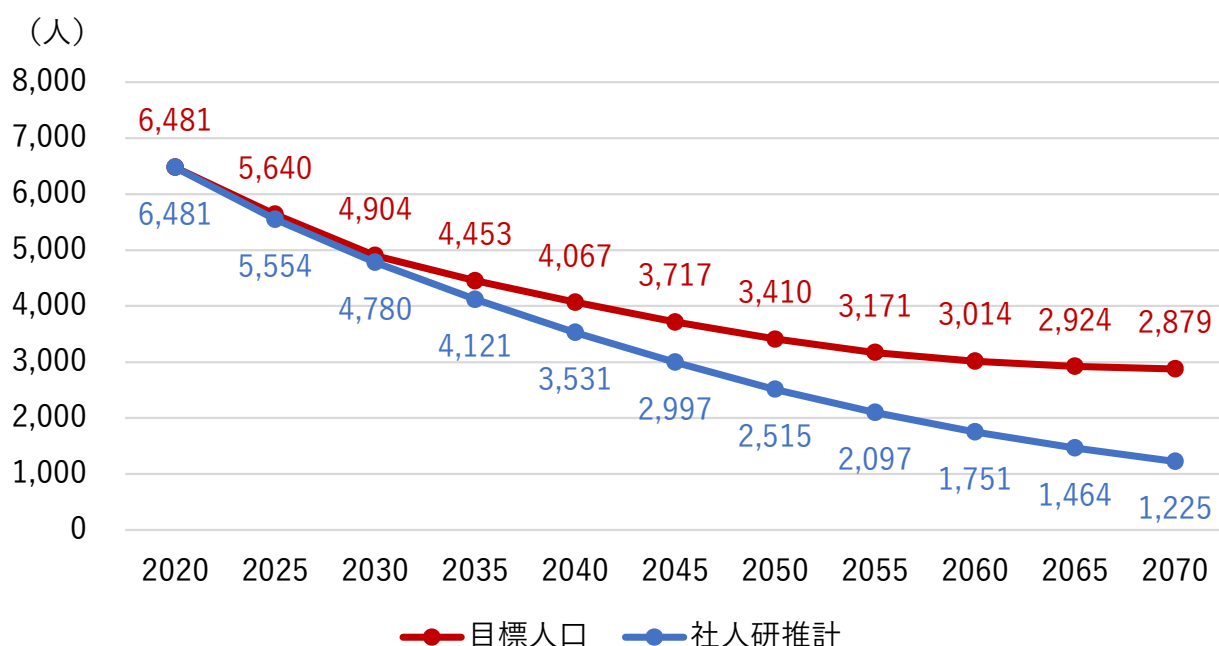
表1-1(2) 人口の推移（住民基本台帳）

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 11,261	—	人 10,432	—	% △7.4	人 9,342	—	% △10.4
男	5,202	46.2%	4,815	46.2%	△7.4	4,294	46.0%	△10.8
女	6,059	53.8%	5,617	53.8%	△7.3	5,048	54.0%	△10.1

区 分		平成27年3月31日			令和2年3月31日		
		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)		人 8,074	—	% △13.6	人 6,924	—	% △14.2
男 (外国人住民除く)		3,763	46.6%	△12.4	3,308	47.8%	△12.1
女 (外国人住民を除く)		4,311	53.4%	△14.6	3,616	52.2%	△16.1
参考	男（外国人住民）	7	31.8%	—	10	40.0%	42.9
	女（外国人住民）	15	68.2%	—	15	60.0%	0

表1-1(3) 人口の見通し

〔南大隅町の社人研推計と目標人口推移〕



年		2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060	2065	2070
社人研推計	年少人口	583	448	369	309	263	228	197	168	137	111	94
	割合	9.0%	8.1%	7.7%	7.5%	7.4%	7.6%	7.8%	8.0%	7.8%	7.6%	7.7%
	生産年齢人口	2,701	2,160	1,759	1,488	1,255	1,046	845	718	601	534	451
	割合	41.7%	38.9%	36.8%	36.1%	35.5%	34.9%	33.6%	34.2%	34.3%	36.4%	36.8%
	老年人口	3,197	2,945	2,653	2,324	2,013	1,723	1,473	1,212	1,013	819	680
	高齢化率	49.3%	53.0%	55.5%	56.4%	57.0%	57.5%	58.6%	57.8%	57.9%	55.9%	55.5%
	総人口	6,481	5,554	4,780	4,121	3,531	2,997	2,515	2,097	1,751	1,464	1,225
目標人口	年少人口	583	334	145	50	100	100	100	100	100	100	100
	割合	9.0%	5.9%	3.0%	1.1%	2.5%	2.7%	2.9%	3.2%	3.3%	3.4%	3.5%
	生産年齢人口	2,701	2,299	2,018	1,982	1,857	1,818	1,794	1,841	1,890	2,003	2,046
	割合	41.7%	40.8%	41.2%	44.5%	45.7%	48.9%	52.6%	58.1%	62.7%	68.5%	71.1%
	老年人口	3,197	3,008	2,740	2,422	2,110	1,799	1,516	1,230	1,025	821	733
	高齢化率	49.3%	53.3%	55.9%	54.4%	51.9%	48.4%	44.5%	38.8%	34.0%	28.1%	25.5%
	総人口	6,481	5,640	4,904	4,453	4,067	3,717	3,410	3,171	3,014	2,924	2,879

(資料：南大隅町人口ビジョン)

対策を講じなかった場合は、社人研推計のとおり、人口減少・少子高齢化が加速度的に進行するのは確実となった。そうした人口減少・超高齢社会においては、経済、教育、医療・介護、地域コミュニティなど、様々な分野でこれまでの社会システムでは立ち行かなくなる恐れがあり、一刻も早く人口減少に歯止めをかける必要がある。その中で進行する人口減少・超高齢社会でも持続可能なまちづくりを進めていかなければならない。一定の人口減少はやむを得ないものの、これまでの取組が一定の成果をあげており、人口減少対策及び地方創生に切れ目なく取り組んでいく必要があることから、令和27(2045)年に約3,700人、令和52(2070)年に約2,800人を目指す。

(2) 産業の推移と動向

本町の主要産業は、農業・畜産業・水産業を柱とする第一次産業であり全就業者数は表 1－1（4）に示すとおり昭和 55 年には 6,923 人（根占地区 4,148 人：佐多地区 2,775 人）であったが、令和 2 年には 3,057 人まで減少している。

また、全人口に占める就業比率は昭和 55 年（48.3%）、平成 17 年（46.6%）平成 27 年（45.7%）令和 2 年（47.2%）とほとんど変わっていない。このことは、人口が減り高齢化が進行する中で、就業者の高齢化が確実に進んでいることを示すもので、労働生産性の伸び悩みの要因となっている。

構造的には農業就労者等の第一次産業就労者が建設業や製造業の第二次産業及びサービス業等の第三次産業へ就職転換を強めている状況にある。今後も、交通アクセスの整備や情報通信基盤の整備等により第二次、第三次産業への移行が続くものと考えられる。

今後の本町産業の動向としては、就業者の比率は第三次産業が増加を続け、就業者の担い手不足や高齢化が進むことにより、第一次産業就業者及び第二次産業就業者の減少が予想される。また、その中でも農業就業者の離農が今後も続くものと予想される。

表 1－1（4） 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 4,148 2,775	人 3,794 2,245	% △8.5 △19.1	人 4,615	% △23.6	人 3,443	% △25.4	人 3,057	% △11.2
第一次産業 就業人口比率	% 46.6 54.9	% 39.6 50.9	—	% 37.7	—	% 34.1	—	% 34.0	—
第二次産業 就業人口比率	% 18.3 12.8	% 22.3 14.3	—	% 15.6	—	% 14.7	—	% 13.3	—
第三次産業 就業人口比率	% 34.8 31.6	% 38.1 34.6	—	% 46.7	—	% 51.2	—	% 52.7	—

3. 行財政及び公共施設の状況

(1) 行財政の状況

本町は、合併後 20 年が経過し、これまで行政改革に取り組んだ結果、本町財政は、おおむね健全な方向に向かっていると判断している。ただし、自主財源に乏しく地方交付税等に依存した財政運営になっているため、今後も国の動向を注視しながら中長期的な視野に立ち、引き続き健全な財政運営に努める必要がある。

また、地方分権が進む中、「自己決定と自己責任」のもと、権限と責任を拡大する取組が進められており、地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりを推進し、多様かつ複雑な町民ニーズに適応した

満足度の高い行政サービスを提供するため、事務事業全般にわたる見直しや職員の人材育成に努める必要がある。

表 1－2（１） 市町村財政の状況

（単位：千円）

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	7,525,223	7,959,367	9,149,169
一般財源	5,003,409	4,768,401	4,386,055
国庫支出金	613,223	536,683	1,485,298
都道府県支出金	549,578	534,474	596,318
地方債	707,100	1,153,200	1,253,541
うち過疎対策事業債	115,100	329,700	255,300
その他	651,913	966,609	1,427,957
歳出総額 B	7,326,149	7,704,759	8,833,604
義務的経費	3,182,458	2,839,661	2,940,230
投資的経費	722,920	1,476,465	1,516,743
うち普通建設事業	655,352	1,283,975	1,460,008
その他	3,233,228	2,816,491	3,992,248
過疎対策事業費	187,543	572,142	384,383
歳入歳出差引額 C(A－B)	199,074	254,608	315,565
翌年度へ繰越すべき財源 D	26,721	26,186	17,441
実質収支 C－D	172,353	228,422	298,124
財政力指数	0.17	0.16	0.18
公債費負担比率	20.9	16.6	20.1
実質公債費比率	15.1	8.7	9.6
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	81.2	83.7	93.2
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	8,850,375	8,881,348	10,882,479

本町の財政状況は、表 1－2（１）に示すとおりで、普通会計の令和 2 年度における歳入決算額は、平成 22 年度決算額と比較し、1,623,946 千円（21.6%）、歳出決算額で 1,507,455 千円（20.6%）それぞれ新型コロナウイルス感染症対策を要因として増加している。

歳入では、一般財源は減少し、国庫支出金と地方債とその他（基金）等が増加しており、歳出では、義務的経費は減少しているものの、庁舎建設の影響で投資的経費は増加している状況である。

財政力の弱い本町においては、普通交付税等の依存財源に頼らざるを得ない状況にあり、高齢化率の高いことから人口増は期待できず、普通交付税の算定が人口を基礎としており、今後、大幅な減少が予想され、町税や基金の国債運用益等の自主財源の確保に努める必要がある。

(2) 主要公共施設等の整備状況

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末		平成 2 年度末		平成 12 年度末		平成 22 年度末	令和 2 年度末
	旧根占	旧佐多	旧根占	旧佐多	旧根占	旧佐多	南大隅町	南大隅町
市町村道								
改良率 (%)	59.0	6.0	80.7	73.7	82.7	70.9	81.3	81.8
舗装率 (%)	83.4	60.6	89.5	90.3	92.0	89.4	90.8	91.4
農 道								
延 長 (m)	70,208	29,673	—	18,534	93,737	15,485	122,745	200,078
耕地 1 ha 当たり農道延長(m)	55.7	39.1	56.8	28.3	66.9	21.5	—	—
林 道								
延 長 (m)	23,270	10,162	—	4,475	40,311	14,128	54,012	54,012
林野 1 ha 当たり林道延長(m)	6.1	3.9	7.0	15.8	6.1	15.4	5.8	5.8
水道普及率 (%)	76.1	1.0	100	55.1	100	86.4	98.3	98.5
水洗化率 (%)	—	1.2	13.6	9.5	47.4	36.1	52.8	65.1
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	6.6	—	7.1	—	—	—

主な公共施設の整備状況は表 1 - 2 (2) に示すとおりである。

公共施設の整備については、これまで過疎対策事業等を活用し道路整備や水道施設整備事業等の整備を行ってきた。

町道については、令和 2 年度末改良率で 81.8%、舗装率で 91.4%へと改善された。

水道普及率については、令和 2 年度末で 98.5%でありほぼ町内全域で整備が完了している。

水洗化率では、佐多伊座敷地区において農業集落排水施設等が整備されたが、地区の全戸加入には至っておらず、区域内人口が減少している状況にある。また、合併処理浄化槽の生活環境施設が遅れており、水質保全の観点からも推進を図っていく必要がある。

町立の診療所は佐多地区において、個人医院がないことから重要な役割を果たしており、総合的な初期診療をするため施設改修も行われている。また、入院施設がないため、肝属郡医師会立病院との連携を密にし、住民の医療サービスの向上に努める必要がある。

今後は、既存施設を有効活用しながら、未整備の施設は財政状況を見極めながら計画的に整備を進めていく必要がある。

4. 地域の持続的発展の基本方針

地方財政を取り巻く環境は、地域間格差によって深刻化する地方の不況や、国・地方を通じた財政逼迫の状況などにより、厳しいものとなっている。本町においては、行政改革等に取り組んだことによりおおむね健全な方向にあるが、少子高齢化や就業機会の減少など、福祉・交通・医療・災害対策、遊休農地、教育問題など、課題は多岐にわたっている。

このような状況のもと、高齢化率も県下で一番高い町ではあるが、本土最南端という地理的条件や、佐多岬をはじめとした地域資源や豊かな食資源を活かした観光基盤の推進、美しい海、豊かな緑など癒し効果にあふれた本町に移住・定住しやすい環境整備など、本町の抱える「定住人口の対策」「観光の振興」「地域産業の振興」「健康・福祉の充実」といった重要施策を推進し、さらに、「町民の“安心・安全”の確保と“幸せ”の実現」「“持続可能な”まちづくりの推進」「“まちの活力と魅力”の創出」の3つを基本理念とし、人口減少に歯止めをかけ、「誰もが活き生きと輝き、ともに成長する本土最南端のまち」を目指し、過疎地域の持続的発展を図るため、「第3次総合振興計画後期基本計画」及び「第3期デジタル田園都市国家構想総合戦略・人口ビジョン」等、各種計画に即しながら、行政主導ではなく、町民、自治組織、各種団体が積極的にまちづくりに参加し、町民と行政が共生協働によるまちづくりを推進する。

① 誰もが活き生きと働き、訪れた人が「また来たい」と思えるまち

本町は、本土最南端に位置し、豊かな自然環境や「佐多岬」、「雄川の滝」などの観光資源を有効に活用し、本町の基幹産業である農林水産業のさらなる振興・育成を図るとともに、地域資源を活用した農商工連携や6次産業化による新たな地域ブランドの開発など、各産業の連携によって相乗効果を高め、産業全体で付加価値を向上させる。また、本町を訪れる人が「また来たい」と思ってもらうためには、町民一人ひとりが本町の魅力を実感し、元気で活き生きと働き、これを「町の魅力」として伝えていくことが重要であり、この魅力を絶えず発信しながら、本町への移住者を増やす取組を実施し、観光振興を図ることで関係人口・交流人口の増加を目指し、新たな人の流れを創出するとともに地域との関わりを持つ人材を確保する。

② 誰もが健康で安心して「暮らし続けたい」と思うまち

深刻化する少子高齢化と人口減少の中で、乳幼児から高齢者まですべての町民が、住み慣れた地域で、自分らしく元気に安心して活き生きと暮らせるよう、保健・医療・福祉サービスの充実を図る。

さらに、出産・子育てに係る経済的負担の軽減を図り、地域が一体となって子育てを支援する仕組みを推進する。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう大隅半島の各市町と広域連携しながら、町民・地域・行政が一体となって助け合い支え合う仕組みを構築し、誰もが本町に「暮らし続けたい」と思うまちづくりを進める。

③ ふるさとを誇りに思い、未来を見据えて学び続け、誰もが幸せを感じられるまち

本町で暮らすことに誇りと愛着を持ち、ともに助け合いながら今後の南大隅町を支える「人づくり」、またそれを支えていく「地域づくり」に取り組む。また、生涯を通じて学び、町民の一人ひとりが自分らしく活き生きと活躍できる地域社会を構築するため、性別、年齢、国籍、障がいの有無などを問

わず、未来を見据えながら多様な活動に参画し、挑戦できる環境を整備する。

郷土の自然や歴史・伝統文化及び先人の知恵や技を本町の大切な財産と位置付け、これを保存・継承するとともに、地域や社会の活性化に活かす。

④ 安全・快適で、誰もが「暮らしたい」と思うまち

本町の誇りであり財産でもある自然環境を保全し、活用するとともに、道路、住宅、公園、海岸など、まちの景観を形作る要素について必要な改修・整備を実施する。また、定住する人々が快適に暮らせるように、道路整備や合併浄化槽等の設置、生活利便施設の整備を推進するとともに、町民の安全な暮らしを確保するため、消防・防災対策・防犯や交通安全対策の充実を図り、町民のみならず、訪れた人がこの町に「暮らしたい」と思うようなまちづくりを目指す。

⑤ 多様な主体と協働し、時代を先取りする行政経営を目指すまち

地域における住民、NPO、企業等の民間主体による活動形態が多様化・高度化し、公共的価値を含む領域の範囲が広がっている。このような潮流を踏まえながら、多様な主体による地域経営や地域課題解決のシステム構築に向けた活動環境を整備する。また、削減や効率化といった「量」の改革から、職員の生産性向上や行政情報の効果的な発信、官民連携の推進、周辺自治体との連携強化、公共施設の機能の充実といった、「質を高める」改革に重点を置くとともに、デジタル化の推進や中間支援組織の育成など、時代を先取りした行政経営を目指す。

5. 地域の持続的発展のための基本目標

(1) 人口に関する目標

① 長期的展望

令和7年3月に改訂した人口ビジョンにおいて令和12年の人口規模を4,904人と設定し、必要な政策を推進する。

② 合計特殊出生率

本町の合計特殊出生率については、一貫して全国、鹿児島県を上回っており、平成30(2018)年～令和4(2022)年は1.83となっている。目標人口を達成するために令和32(2050)年に1.93まで段階的に引き上げる。

③ 将来展望を実現するための戦略

今後、加速化する高齢化社会を見据えた時、まちの形を持続させるためには若い世代は必要不可欠である。令和12(2030)年から若い世代(単身)を毎年20人(男女10名ずつ)、子どものいる若い世代の家族(0～4歳の子ども2人+両親)を毎年5組転入させる。

6. 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、事業完了の翌年度に評価を行い、本計画を推進していくために、PDCAサイクルによる検証及び改善に努め、過疎対策の実効性を高め、地域の持続的発展に向けて取り組んでいく。

7. 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

8. 公共施設等総合管理計画との整合

本町では、平成28年3月に公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点をもった計画的な施設の更新・統廃合・長寿命化などを行うことで、財政負担の軽減・平準化につなげることを目的とした「南大隅町公共施設等総合管理計画」を策定し、令和3年3月には、施設の重要度及び劣化度に応じ個別施設ごとに今後の方針を定め、優先的に整備する施設等の判断を行うことで、総量適正化につなげるとともに、計画的な保全により、維持管理コストを低減化していき、公共施設にかかる財政負担を軽減し、持続可能な自治体経営につなげることを目的とした「南大隅町公共施設等個別施設計画」を策定し、今後、公共施設に係る保有量の適正化と維持管理コストの削減による財政負担の軽減について整理した。

本計画においても、「南大隅町公共施設等総合管理計画」及び「南大隅町公共施設等個別施設計画」の考え方にに基づき、公共施設の機能的かつ効率的な管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

9. SDGs（持続可能な開発目標）

「SDGs（持続可能な開発目標）」とは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された国際指標で、基本理念として、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指すものである。持続可能な社会を実現するため、経済、社会及び環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されている。

「SDGs（持続可能な開発目標）」は、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものとして、国も積極的に推進していることから、その基本理念を踏まえ、南大隅町過疎地域持続的発展計画において事業内容ごとにSDGsの目標を関連付け、施策の展開を図る。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成



1. 現況と問題点

(1) 移住・定住

美しい海、豊かな緑など癒し効果にあふれた生活環境を備えた本町ではあるが、少子化や若年層の町外への進学・就職に伴う人口減少が顕著なことから、定住施策についても、子育て支援や福祉対策など本町が独自に提供しているサービスに加え、それぞれの地域での暮らし方をトータルとして提案していく必要がある。

(2) 地域間交流等

国及び地方においては、地方がそれぞれの特徴を活かした自立的で持続的な社会のかたちをつくること、魅力あふれる地方のあり方を築くことを基本とした地方創生がスタートしている。

高速交通網の整備や目覚ましい情報化の進展に伴い、人・モノ・情報の交流活動は活発になっている。本町においても、地域の特性を活かした「ドラゴンボート大会」・「佐多岬マラソン大会」等のスポーツ交流事業のイベントを通じて交流を図っている。

2. その対策

(1) 移住・定住

住みやすさ、暮らしやすさを含めた移住・定住情報の提供を強化し、地域の特色や環境を生かした移住体験事業を実施する。また、空き家・空き地バンクにより、住宅情報を提供するとともに、住宅の取得及びリフォームに対する支援を行う。さらにはUJIターン者や町民の新たな生活様式（テレワークやワーケーション、コワーキングスペース等）へ対応した支援策を検討し、対策を講じ移住・定住・地域間交流、人材育成の促進等を図る。

(2) 地域間交流等

現在実施しているイベントを充実させながら、地域間交流の拠点である「ねじめ温泉・ネッピー館」、観光施設及び町民の憩いの施設として整備した体育施設、大浜海浜公園及び観光交流施設なんたん市場等の既存施設を活用し、雄大な自然を活かした地域イベント等の情報発信をしながら、交流人口の増加を図り地域の活性化を推進する。

3. 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成				
	(1) 移住・定住	移住定住交流活動事業 住み続ける住宅助成事業	すみずみ！みなみ おおすみ 南大隅町	
	(2) 地域間交流	半島隅くじら元気市	実行委員会	
	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業 移住・定住	定住促進住宅取得資金補助事業 移住・定住希望者の住宅取得に係る補助金を交付する。 移住・定住促進事業（旅費補助） 本町への移住・定住希望者が自ら視察のために本町へ訪れた旅費に係る補助金を交付する。 移住・定住促進事業家賃補助事業 移住者に家賃に係る補助金を交付する。	南大隅町 南大隅町	
	地域間交流	佐多岬マラソン大会 地域の特性を生かしたスポーツ交流事業のイベントを開催する。	実行委員会	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」区分における公共施設については、各施設の現状及び利用状況などを十分に踏まえ、「南大隅町公共施設等総合管理計画」及び「南大隅町公共施設等個別施設計画」の考え方にに基づき、公共施設の機能的かつ効率的な管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

第3章 産業の振興



1. 現況と問題点

(1) 農 業

農業は本町の基幹産業の一つであるとともに、国内の食料供給基地の一翼を担っている。

本町では野菜及び果樹担当の営農指導員を配置し、農家の栽培技術の高位平準化を進める中、春ばれいしょ、ピーマン、さやいんげん、さやえんどうなどの野菜類やタンカン、大将季などの中晩柑、パッションフルーツ、パインアップル、アボカドの熱帯果樹類の生産振興を進めている。また、本町農業生産額の87%を占める畜産については、一大生産地として、優良な畜産経営が展開されている。

しかし、農業従事者の高齢化など全体的に担い手不足による農業労働力の低下や荒廃農地の拡大、畜産における高病原性鳥インフルエンザ・豚熱等の発生リスクや、世界的な化石燃料消費の削減による生産コスト高騰など様々な問題を抱えている。そのような中、一部にはU・Iターン者の新規就農者があるなど明るい兆しも見えている。

(2) 林 業

近年、木質バイオマス発電所、海外への木材輸出など、木材需要の高まりから木材価格は一定の価格で取引をされるようになってきたところである。

しかし、林業従事者の高齢化、後継者不足により、維持管理が行われていない森林の増加が進んでいる。

将来にわたって、森林の持つ公益的機能を維持していくため、生産基盤となる林道等の整備、林業団体や担い手、後継者の育成、皆伐現場への再生林の推進、間伐の推進が必要な状況である。

(3) 水産業

漁業を取り巻く環境は、魚価の長期に亘る低迷と燃料や飼料価格の高騰から、漁家経営は依然として逼迫し厳しい状況が続いている。また、これまで整備してきた共同施設も老朽化してきており、その補修及びメンテナンスの経費が組合運営に与える影響は大きくなっている。

本町は三方を海に面し、長い海岸線に点在した10の漁港、港湾を有しているが、一部整備の遅れから台風時・冬期季節風時には港内の静穏度が保たれず、漁船などの係留及び安全停泊ができない状況にある。また、漁具施設用地や係留施設の不足により、作業効率が悪く漁業活動に支障をきたしていることから、漁業生産の基盤である漁港漁場等の整備を促進していく必要がある。

(4) 商工業

本町の商業は、国道沿いを中心に商業活動が営まれているが、その多くは家族経営の小規模事業者（約 270 店舗）となっている。人口減少による消費の縮小に加え、近隣市町への大型店の進出、新型コロナウイルス感染症後の観光客入込数の伸び悩みなどによって、その影響は顕著に後を引き、商業経営は非常に厳しい状況が続いている。製造業については、製造業工場等も見られるが、就労の機会が多いとは言えない。特に、経営者の高齢化が進む中で、「70 代」以上の世代では後継者不在率も深刻となっている。

また、商店街に整備した街路灯は、全体的に老朽化が進んでいることから、新設改修等を含めた維持管理が必要である。

(5) 観光

本町の観光入込客数は、平成 30 年 8 月に雄川溪谷が国立公園に編入され、また、平成 31 年 3 月に佐多岬がグランドオープンしたことから、増加傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症後の観光客入込数は伸び悩んでいる。

滞在型観光の核となる「ねじめ温泉・ネッピー館」など主要宿泊施設は、指定管理者制度を活用して管理運営を進めているが、施設の老朽化が進んでいることから改修等を含めて適正な維持管理を継続していく必要がある。

このような中、更なる観光振興を図るため新たな体験プログラムや食等による誘客の取り組みを推進する必要がある。あわせて、観光客の維持・拡大に向けた受入体制の充実が求められるとともに、それらがもたらす経済効果を農業や漁業などの地場産業を中心に、町全体の産業に波及させる取組が課題である。

(6) 農商工連携

今後、農商工連携のもとで総合的、計画的な生産環境整備を行い、地域全体の活性化と定住促進を図る必要がある。また、地域内の商工業者の支援体制を整備し、新たなビジネスモデルや産業連携を促進し、特産品の開発、消費拡大に向けた仕組みの構築が課題である。

更に、農業や漁業など一次産業を取り込んだ、地域資源の有効活用と付加価値創造による持続可能な取り組みが必要である。

2. その対策

(1) 農業

農業の振興策としては、引き続き温暖な気象条件等地域の特性を活かし営農指導員による技術指導を行いながら、野菜類、果樹類の産地化とともに施設化を積極的に推進していく。また、「営農支援対策」、「新規就農者及び担い手農家の確保・支援対策」、「マーケティング対策」などを行いつつ食料供給基地としての位置付けと同時に、集落営農の組織化（特定農業法人）を誘導することにより地域の自立化と荒廃農地の発生防止、再生利用を促進させる。

また、畜産については、一大生産地としての価値を維持するために、防疫施設等の活用やワクチネーションの徹底による疫病侵入リスクの低減、スマート機器を活用した低コスト・高効率の生産技術

確立、本町系統牛等の畜産資源活用による本町ならではの価値の創出に努めていく。そして、農業振興策の課題解決を司る農業公社を設立して、本町における継続的な農業生産活動を構築する。

(2) 林業

本町は林野率が78%を占めており、林業経営の安定化のため、森林資源の造成や林業基盤の整備を進めながら流域森林・林業活性化センター等の活用により経営組織の研修や担い手の確保・新規就労者の育成及び経営指導等を行う必要がある。また、森林環境譲与税の活用等による森林整備や公有林の整備を進めるとともに、地域森林組合と密接な連携を取り森林の経営管理の集積・集約化を進め、高性能林業機械の導入支援を行い、合理的な森林経営を推進していく。

また、水源涵養のための森林整備や景勝林・保安林として公益的機能の高い松林を松くい虫の被害から守っていく。特用林産については、枝物生産者の高齢化が進んでいるが後継者の育成を図り産地化を推進していく。

(3) 水産業

沿岸漁業の振興を資する生産基盤として、周辺漁場を有効利用し種苗放流事業を行うとともに、施設の安全性及び適正な維持管理を図るため老朽化した施設の整備、また、漁船の近代化及び操業の円滑化を図るため、外郭施設・用地・物揚場・泊地等の漁港施設等の整備も推進していく。

(4) 商工業

商工業が持続的に発展をしていくためには、引き続き、商業・商店街活性化に向けた取組を進めていくとともに、産業間の垣根を越えた連携の動きをさらに拡大させ、それぞれの相乗効果を高めていくことが必要である。

今後、商工業者が取り組む商品開発や、特産品・お土産品の販路拡大支援を継続して行うことで、地元特産品や伝統技術など地域資源におけるブランド化確立を目指し、付加価値向上に取り組む。

更に、自社固有の強みを活かした差別化戦略が不可欠と考えるため、情報収集及び新技術導入や、高齢化社会の問題点を含んだ中でのデジタル化なども積極的に推進し、事業者数の維持・拡大などに多角的な支援策を推進していく。また、町民の町内における消費拡大に向けた取組や多角的なサポートに努める。

(5) 観光

佐多岬は、“本土最南端“という地理的特徴を有し、本町だけに留まらず、大隅半島の主要観光資源の一つである。そのため、佐多岬への戦略的な誘客を図るとともに、雄川の滝などを含め、新しい観光スタイルを見据えた観光地域づくりに努める。

また、豊かな自然や食資源、魅力ある歴史・文化を活かした観光商品づくりや、隣接する関係市町と広域連携による周遊ルートの整備及び体験型観光の振興の取組を推進する。

あわせて、半島先端部という地理的条件を解消するため交通アクセスを充実させる必要がある。特に、山川・根占航路は薩摩半島と大隅半島を結ぶ重要な航路（海の国道）であり、引き続き同航路の安定的運航及び利用促進に取り組む。

(6) 農商工連携

地域資源を活かした新たな商品開発などを促進し、地域産業の活性化を図っていくため、商工業と農林水産業・観光関連産業などの連携による農商工連携・6次産業化など、異業種交流による新たな商工業スタイルの確立に向けた取組が必要である。

この連携により、農業者（農業法人や認定農業者を含む）、中小企業、商工業者が相互に協力し、それぞれの強みを活かして付加価値の高い商品やサービスを創出していく。農産物の加工・販売、新たな商品開発、ブランド化など多様な展開が可能となり、地域資源を最大限に活用した持続可能な産業基盤の構築が期待される。地域経済の活性化と持続的な発展を目指し、農産物のブランド化や販路拡大、新たな商品開発、加工・流通における問題解決等、多岐にわたる取り組みを推進していく。

3. 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 産業の振興				
	(1) 基盤整備 農 業 林 業 水産業	基幹水利施設ストックマネジメント事業 水利施設等保全事業（畑地帯総合整備） 農業水路等長寿命化・防災減災事業 森林整備補助事業 森林病虫害等防除事業 活動火山周辺地域防災林業対策事業 かごしまの竹で育む産地づくり事業 かごしまの特用林産物産地づくり事業 有害鳥獣捕獲事業 地方創生港整備交付金	鹿児島県 鹿児島県 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町	
	(2) 漁港施設	漁港野積場舗装事業 港浚渫事業 漁港臨港道路整備事業	南大隅町 南大隅町 南大隅町	
	(3) 経営近代化 施設 農 業 水産業	かごしまの農業未来創造支援事業 経営近代化施設整備事業 広域漁場整備事業 種子島周辺漁業対策事業	生産法人・営農集団 南大隅町 鹿児島県 漁業協同組合	
	(5) 企業誘致	企業誘致推進事業	南大隅町	

	(7) 商業 その他	商工業振興事業 商工業者支援事業 特産品ブランド確立対策事業 商店街街路灯新設改修事業	商工会 南大隅町 南大隅町 南大隅町	
	(9) 観光又は レクリエーション	広域連携事業 南大隅町観光協会運営事業 公園施設改修事業 佐多岬を中心とした誘客活動 佐多岬ふれあいセンター施設・設備改修事業 ねじめ温泉・ネッピー館施設・設備改修事業 雄川の滝整備事業	広域協議会 観光協会 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町	
	(10) 過疎地域 持続的発展 特別事業 第1次産業	営農指導員設置事業 農業経営の安定化、向上を図るため、営農指導員を配置し、農業生産活動の活性化を促進する。	南大隅町	
	その他	地産地消フェア 町内農畜産物、水産物、加工品等の即売を行う。	南大隅町	

	(11) その他	葉たばこ振興対策事業 野菜振興対策事業 活動火山周辺地域防災営農対策事業 畜産振興事業 第1次産業入植促進事業 魅力ある経営体育成推進事業 畑地かんがい営農推進事業 農業制度資金利子補給事業 中山間地域等直接支払交付金事業 優良牛導入事業 牛異常産対策助成事業 系統雌牛保留対策事業 家畜改良事業 繁殖雌牛淘汰更新事業 水田農業確立推進事業 鳥獣害防止施設整備事業 農商工連携推進事業 多面的機能支払交付金事業 第1次産業成長化支援事業 水産物供給基盤機能保全事業 南大隅町農業振興公社運営補助金 港整備交付金事業	営農集団 営農集団 生産法人・営農集団 畜産振興会 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 再生協議会 南大隅町 南大隅町 活動組織 南大隅町 鹿児島県 農業公社 鹿児島県	
--	----------	--	---	--

4. 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
町内全域	製造業、情報サービス業等、農林 水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「第3章 産業の振興」「2その対策」及び「3計画」のとおり

5. 公共施設等総合管理計画等との整合

温泉施設などの「産業の振興」区分における公共施設等については、各施設の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、利用の少ない施設については、廃止の検討も進めながら、経過年数が31年以上経過した建物については、大規模改修を行わず、維持修繕で対応をしていくが、「南大隅町公共施設等総合管理計画」及び「南大隅町公共施設等個別施設計画」の考え方にに基づき、公共施設の機能的かつ効率的な管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

第4章 地域における情報化



1. 現況と問題点

本町では、令和7（2025）年3月に策定した第3次総合振興計画（前期基本計画）において、「安全・快適で、誰もが「暮らしたい」と思うまち」の中で「生活基盤の整備」の一つとして、「高速インターネット接続可能地域の拡大のため、光回線の未整備地区の整備や地域内の公衆フリーWi-Fiの設置箇所を増やし、いつでもどこでもだれでも便利なデジタル化を進める」こととし、情報通信基盤の整備促進、情報活用能力の向上、情報通信技術の活用を図ることとしている。これを受け、町の積極的関与により、まず情報通信基盤整備として民設民営方式により、町内全域の各集落で光ファイバによる超高速ブロードバンドサービスが提供されている。しかしながら、すべての住宅までの整備や、施設までの整備が完了していない現状である。あわせて、過疎地においては、集落点在や広域的な生活圈であることから、携帯電話等エリア整備（4G・5G）などによる情報流通の格差解消を取組む必要がある。

そのような中、人口減少・少子高齢化が急速に進み、デジタルによる行政手続き等の推進、行政デジタル化による職員の業務効率化やコスト削減の重要性が高まっている。感染症等対応において、行政分野におけるデジタル化の遅れが浮き彫りとなり、DX（デジタル・トランスフォーメーション）は、自治体・民間含め課題となっている。また、デジタルの利活用が進むことにより、サイバー攻撃などの脅威から個人情報等を守るための情報セキュリティ対策の強化や、デジタル利活用能力の育成と災害時等における事業継続性の確保が重要となっている。

2. その対策

これらを踏まえ、町民のニーズを捉えながら地域情報化及び地域のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を計画的に推進するため、町内における情報基盤整備の拡充と、鹿児島県町村ICT・IoT利活用推進協議会、大隅半島4市5町、県町村会など広域的な連携と本町の地域情報化・行政業務情報化のための対策を進める。

過疎地域における集落点在を考慮した通信インフラ整備を図り、農林水産業におけるデジタル技術を活用した産業経営を支援する。また、住民の利便性向上を図るため、デジタル技術を活用したサービス提供の基盤となるマイナンバーカードの利活用と、窓口手続のオンライン化など情報通信技術の導入を加速させていく必要がある。更に、新たな技術としてAIによるデータ分析と意思決定支援や、ドローンによる物流・点検サービスを利用し安全で効率的な地域活性化を実現する。

本計画において各事業の適切な実施と推進をするための体制づくりと、高齢者向け等の世代層や組織等へのスマートフォンやパソコンの使い方講座等を開催し、デジタル社会への参加を促進しデジタルデバйд対策と地域内情報化のための人材育成を進める。

3. 計画

事業計画（令和８年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3. 地域における情報化				
	(1)電気通信施設 等情報化のための 施設 ブロードバンド 施設 その他の情報化 のための施設	光ファイバケーブル整備事業 公衆無線LAN整備等事業 無線システム普及支援事業 携帯電話等整備等事業 情報化促進研修オフィス等整備事業	南大隅町 南大隅町 事業主体等 事業主体等 事業主体等	
	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 情報化	SNS情報配信事業 情報配信におけるSNSを活用した情報化を図る。 IT研修事業 行政のデジタル化に应付するため、職員のスキルアップ・人材育成を図る。	南大隅町 南大隅町	
	デジタル技術活用	UDデジタル配信事業 情報化において、「誰一人取り残さない」「人に優しい」情報化のためUDフォントや多言語対応を図る。 デジタル広報事業 広報業務におけるIT・デジタル化を図る。	南大隅町 南大隅町	
	(3) その他	電算システム関係事業 (機器使用料・保守料・総合行政負担金・戸籍電算) 地図情報管理システム(GIS等)導入事業	南大隅町 南大隅町	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

「地域における情報化」区分における公共施設等については、各施設の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、「南大隅町公共施設等総合管理計画」及び「南大隅町公共施設等個別施設計画」の考え方に基づき、公共施設の機能的かつ効率的な管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保



1. 現況と問題点

(1) 交通基盤

本町の道路網は国道 269 号・448 号の 2 路線、県道が主要地方道路鹿屋吾平佐多線など 7 路線で、これに連絡して集落や公共施設を結ぶ形で町道（431 路線）が走っており、これらを一体とした道路の整備は、まちづくりや観光振興のための重要な課題となっている。

国道においては随時危険箇所の改良及び補修工事が行われているが、佐多街道沿線は急傾斜地からの落石や土石流などの災害危険箇所が未だに存在している。

県道においては未整備路線が多く、年次計画で整備中であるが急峻な地形が多く危険な箇所があることから、早期完成が待たれているところである。

町道においては延長が、322Km 余りあり、過疎対策事業等において逐次改良・補修工事を実施し、その規格改良率は 82% となっているが、幅員の狭い道路も点在し、また、経年により傷んだ舗装も多いことから、改良・補修工事の必要がある。

農林道においても、逐次改良・補修工事を実施しているが、未改修箇所も多く農林産物の搬出等に支障をきたしていることから改良・補修工事の必要がある。

(2) 交通手段の確保

平成 18 年 11 月に路線バスが大幅に廃止となってから、地方公共交通特別対策事業を活用して、廃止路線代替バスを運行している。根占・佐多間を往復するコミュニティバスの運行、両地区内でのコミュニティバスの運行、根占地区の一部における事前予約型乗合タクシーの運行、佐多地区におけるスクールバス一般混乗によって、町内の交通手段を確保している。

本町は南北に長い地形で、国道から内陸部に入った所に集落が形成されている地区も多く、利用目的に沿った公共交通網の確保が必要である。特に、免許を返納した高齢者や学生など、交通手段を持たない交通弱者にとって公共交通は欠かせないものであるが、運転手不足による路線バスの運行路線の短縮や減便によって代替となるコミュニティバスの運行が増加するなど、高齢化が進む中で移動手段の確保に要する行政負担が年々増加している。

海上交通については、大隅半島と薩摩半島先端部を結ぶ山川・根占航路が平成 23 年 3 月に再開し、観光及び物流において大きな役割を果たしている。国道 269 号線の海上区間としての役割を十分に果たす航路となるような取組を行なう必要がある。

2. その対策

(1) 交通基盤

道路は、地域住民の生活にかかせないことから、安全確保はもとより、観光客の視点にも立って計画的に整備を進め、町内の集落間をつなぐ道路の改良・橋梁補修・側溝補修等に努めるとともに、定期的な維持管理も行い、通行の安全を図る。

また、未然に災害を防止するための安全防護柵整備等により、住民の安全確保を図る。

さらに、農林道も含めた一体的な整備は、地域産業の活性化を図るうえから必要不可欠であり、年次的に整備を進めていく。

広域的には東九州自動車道及び大隅縦貫道の整備促進を図り、他市町との交通の利便性を向上させ、観光客が安全に往来できるようにする。

(2) 交通手段の確保

地域の実情に応じた交通の形態や運行経路等について協議し、利便性の高い公共交通の整備を図るために、令和7年4月に「南大隅町地域公共交通活性化協議会」を設置している。

「南大隅町地域公共交通活性化協議会」においてその地域の高齢者等のニーズに対応しつつ、交通弱者に優しい公共交通の整備を図る必要がある。

また、廃止路線代替バスやコミュニティバスの運行については、利用者の減少に伴い町からの補助金が多額になっている状況であるが、公共交通機関の空白地帯を解消するためサービス水準の維持と、広域的な公共交通網の見直しも検討する必要がある。

根占地区のコミュニティバスについては、利用人数に合わせ、平成31年度29人乗りバスから狭い道路も通行可能なバリアフリー対応の14人乗りワゴン車へ変更し、その他の路線についてもバリアフリー対応の車両への更新を進めるなど、高齢者等の利用しやすい運行に努めている。

山川・根占航路の海上交通確保については、海の国道としての役割を果たす航路でもあることから、鹿児島県や指宿市及び近隣市町と連携を図りながら、安定的・永続的に航路が維持できるような取組を積極的に推進する。

3. 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備考
4. 交通施設の整備、交通手段の確保				
	(1) 市町村道 道 路	(改良・舗装) 塩入横別府線(西原地区) L=3,130m W=5.5m~7.0m 梶南川内線 L=1,700m W=5.0m 松之迫赤瀬川線 L=2,000m W=5.0m 馬込松山線 L=1,200m W=4.5m 出口栗之脇線 L=12,000m W=5.0m 龍淵寺越線 L=620m W=5.0m	南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町	
	橋りょう	曲岩下線 L=3,800m W=5.0m 登尾炭屋線 L=1,200m W=5.0m 野尻野高田線 L=1,400m W=5.0m 上村古里線 L=3,766m W=5.0m 花ノ木小高峯線 L=450m W=5.0m 横別府中央線 L=200m W=8.0m 塩入中線 L=200m W=5.0m 辺塚港線 L=357m W=4.0m 諏訪中線 L=645m W=3.5m 古殿花ノ木線 L=300m W=5.0m 中央線 L=300m W=4.0m 古殿加治町線 L=20m W=5.0m 菖栄線 L=250m W=4.0m 島泊向江線 L=40m W=5.0m (路面・側溝・路肩補修) 町道維持補修事業(路面・側溝・路肩補修) トンネル補修事業(道路メンテナンス事業) L=165m 県単道路整備事業 橋梁補修事業(道路メンテナンス事業) 南川内橋橋梁補修 L=35.4m	南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 鹿児島県 南大隅町 南大隅町	
	(2) 農道	農道保全事業(通作・保全) 農道維持事業 農道川之脇1号線 L=120m W=5.0m	鹿児島県 南大隅町 南大隅町	
	(3) 林道	林道(橋梁)補修事業	南大隅町	

(6) 自動車等 自動車	公用車更新事業 クリーンエネルギー自動車導入事業	南大隅町 南大隅町	
(9) 過疎地域 持続的発展 特別事業 公共交通	山川・根占航路運航推進事業 薩摩半島と大隅半島の先端部を結ぶ山川・根占航路の安定的運航及び利用促進を図る。 生活公共交通確保対策事業 廃止路線代替バスの運行費補助を行う。 南大隅町地域公共交通活性化協議会事業 地域公共交通計画の策定や見直し、地域公共交通の運行に関する協議、管理を行う。	運航推進協議会 南大隅町 地域公共交通活性化協議会	
(10) その他	地方特定道路整備事業 (県道鹿屋吾平佐多線郡工区) 交通安全施設設置事業	鹿児島県 南大隅町	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

町道などの「交通施設の整備、交通手段の確保」区分における公共施設等については、各施設の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、「南大隅町公共施設等総合管理計画」及び「南大隅町公共施設等個別施設計画」の考え方にに基づき、公共施設の機能的かつ効率的な管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

第6章 生活環境の整備



1. 現況と問題点

(1) 水道施設

生活用水については、水道事業等によってほぼ全域に供給されているが、昭和 50 年代以前に竣工した施設もあり、一部の施設においては老朽化に伴う機能の低下が懸念されているところである。

(2) 污水处理施設

公共用水域の水質汚濁の原因のひとつに、家庭から排出される生活排水がある。令和 5 年度末において、全国の污水处理人口普及率は、93.3%、鹿児島県は 85.7%、本町は 58.8%となっており、大都市と中小市町村で大きな差がある。佐多伊座敷地区農業集落排水施設においては、平成 8 年に共用開始され、約 14Km の污水管渠と処理場 1 箇所、マンホールポンプ 7 箇所を有しており、処理場に関しては施設の劣化が懸念されるため補修、点検等の対策が必要である。また、これ以外の地区においては、合併処理浄化槽の設置を推進しているが、年間の設置基数が少なく、公共用水域の水質汚濁等地域環境への影響が懸念されるところである。

(3) 消防防災施設

消防施設は、広域圏事業で常備体制が敷かれ消防力は向上しているが、非常備消防の消防力を向上させる必要がある。そのため耐用年数を過ぎたもの、老朽化が進んだもの等の更新や整備を図る必要がある。また、本町は急傾斜地が多く、人家が崖下や海岸地帯に多いなど、地理的、地形的に台風や集中豪雨による風水害や崖崩れ等の災害が起こりやすく、防災対策は今後も大きな課題となっている。

また、県下でも高齢化率の高い本町にとって、災害時における「避難行動要支援者」の支援が重要課題となっており、自主防災組織等による共助や有事の際の関係機関、団体との連携を密にするとともに、行政内における要支援者に係るシステム構築、情報の共有化を図る必要がある。

(4) 一般廃棄物処理施設の整備

一般家庭から排出されるごみ処理については、快適な生活環境と豊かな自然を次世代に引き継ぐため、大隅肝属広域事務組合の肝属地区清掃センター施設及び大根田最終処分場において適切な処理を行っている。肝属清掃センターへ持込まれるごみは令和 2 年度 1,015 t から令和 6 年度 915 t と減少している。紙類、紙製容器包装、空き缶、空き瓶、ペットボトル、プラスチック類等のリサイクル品目は令和 2 年度 379 t から令和 6 年度 312 t と減少の傾向にある。

ごみの発生抑制や積極的な分別による減量化を進め、資源を有効活用するため、紙類、紙製容器包装、空き缶、空き瓶、ペットボトル、プラスチック類等の分別収集によるリサイクル（再資源化）の推進を図り環境負荷の少ない循環型社会をさらに進める必要がある。

(5) 住環境

本町は 287 戸の住宅を供給し、入居率は 72.13%となっている。経年劣化による政策空き家も増加しており、大規模な改修も必要である。

今後、更なる少子高齢化が見込まれる中、入居者が安心して快適な生活を送ることができるよう、年次的な建替・改修が必要である。

	町営住宅	公営住宅	特公賃住宅	教職員住宅	計
南大隅町	49 戸	190 戸	24 戸	24 戸	287 戸

2. その対策

(1) 水道施設

生活用水については、令和 2 年度、簡易水道を上水道へ統合し、企業会計による経営を行うようになった。それに伴い老朽化した施設の統廃合を含めた整備や水道管の布設改修による耐震化及び電磁式水道検針器等の先進技術の導入により、町内全域に安心安全で安定的な飲料水等の供給確保を目指すとともに、消火栓用水としての利用も図る。

(2) 污水处理施設

農業集落排水施設については、企業会計による経営を開始し、経営基盤の計画的な強化及び財政マネジメントの向上を図っている。

また、農業集落排水施設への全戸加入を目標とし個別指導等による加入促進を図り、浄化槽整備区域においては、パンフレット等で情報を発信し、水質保全に対する意識の向上を図るとともに、浄化槽による水質改善の仕組みを理解していただき、浄化槽の設置を推進する。

農業集落排水施設、浄化槽により公共用水域の水質保全に努め、良好な環境づくりを図る。

(3) 消防防災施設

防災面では、治山・治水・砂防等の事業を進め住民の生命・財産を守るため、災害危険箇所の掌握・点検・周知徹底を図り、地域の危険箇所の解消に努めるとともに、火災や地震、津波、風水害などの大規模な自然災害に対応できるよう、地域防災の担い手である非常備消防団の団員確保や組織の再編、老朽化した消防設備の更新などによる充実強化を図り、災害に強いまちづくりに努める。

また、自主防災組織等の育成・連携・強化を図り、町民一人ひとりが自助・共助を基本とした防災意識の高揚・浸透を図るため、防災訓練等を実施し町民と非常備消防団、行政が一体となった総合的な防災体制づくりを進めるとともに、避難行動要支援者の支援体制の検討等、地域並びに関係機関が

一体となり、要支援者の支援が迅速に行えるように、地域のネットワークづくりを推進する。

対策として、火災予防の広報活動や災害発生時の後方支援を行う機能別消防団員の確保に取組、消防団の組織強化を図る。

現在、本町は広域圏事業で常備消防体制が敷かれており、消防救急無線についてはデジタル波での運用が開始されている。また、住民への有効な情報伝達手段である防災行政無線についてもデジタル方式での運用が開始されている。地形及び生活条件により受信が厳しい場所においては、屋外アンテナの設置等を行い、適正な維持管理に努める。

(4) 一般廃棄物処理施設の整備

ごみ排出量の減少を目指すとともに、循環型社会の構築に向けて限りある資源を保全活用するために、「資源を製品として再生できるものは再生する」を基にリサイクル率の向上を目指す。

ごみ対策としては、平成 27 年 4 月 1 日、町民等及び町が相互に協力し、環境美化に努め南大隅町にふさわしい環境を確保するため「南大隅町ふるさと環境美化条例」を制定。令和 3 年 10 月 1 日、「南大隅町ポイ捨て等禁止条例」に名称の変更及び不法投棄の防止策等の強化を講じ、清潔で美しいまちづくりを推進する。

(5) 住環境

今後の住宅整備は、「公営住宅等長寿命化計画」により、老朽化住宅の年次的な建替及び現存住宅の改修を実施し、居住性の向上、躯体の長寿命化を図る。

3. 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5. 生活環境の整備				
	(1) 水道施設 上水道	水道施設等耐震化事業 漏水防止対策事業 上下水道 DX 推進事業	南大隅町 南大隅町 南大隅町	
	(2) 下水処理 施設 農村集落排水施設 その他	機能強化事業に係る計画策定等事業 合併処理浄化槽設置事業	南大隅町 南大隅町	

	(5) 消防施設	小型動力ポンプ付積載車購入事業 消防自動車ポンプ車購入事業 消防緊急指令車購入事業	南大隅町 南大隅町 南大隅町	
	(6) 公営住宅	社会資本整備総合交付金事業	南大隅町	
	(8) その他	街路灯整備事業 ごみ関連対策事業 塵芥処理車購入事業 通常砂防事業 南大隅衛生管理組合負担金 大隅肝属広域事務組合（ごみ焼却・火葬場）	南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅衛生管理組合 大隅肝属広域事務組合	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

水道施設や農業集落排水施設などの「生活環境の整備」区分における公共施設等については、各施設の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、「南大隅町公共施設等総合管理計画」及び「南大隅町公共施設等個別施設計画」の考え方にに基づき、現状維持する施設についても、建替え等の更新時には面積等の削減も検討し、また、経過年数が31年以上経過した建物については、大規模改修は行わず、維持修繕での対応を検討し、公共施設の機能的かつ効率的な管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進



1. 現況と問題点

(1) 高齢者福祉

鹿児島県で高齢化率が最も高く令和2年度国勢調査の結果によると49.3%で、全国28.8%を大きく上回る速度で高齢社会が進行している。平均寿命の延びや出生率の低下、若者の流出、核家族化の進行などにより、今後、高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者の増加に加え、認知症高齢者等も増加する傾向にある。

また、本町においては介護施設を維持するための人材不足や経済的な負担が顕在化しており、介護サービスの提供が困難な状況に直面している。

このような中、高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を送れるよう、保健・福祉・医療・介護の総合的な支援策となる「地域包括ケアシステム」の構築に加え、高齢者自身が意欲を持って活躍・自立できる環境づくりが必要となっている。

(2) 児童福祉

近年、少子化や核家族化が進み、地域と子育て家庭とのつながりも希薄になり、家庭及び地域を取り巻く環境が変化し、子育てに不安や負担を感じて悩みを抱える保護者が増えていることから、家庭だけでなく、地域社会全体で子どもを守り育てていく環境づくりが必要となっている。

こうした状況を踏まえて、「子育て支援日本一」の街づくりを目指し、令和5年4月より0歳から2歳児の保育料の無償化や副食費の助成を行い豊かな自然環境の中、ふるさと南大隅町で子育てをしたい取り組みを進めてきた。今後、さらなる子育て支援の充実を図るとともに、地域で育む意識の醸成に努めていくことが重要である。

(3) 障害福祉

障害者が地域で安心して生活を送るためには、年金や各種手当など経済面での支援を充実させ、就労の場の確保し、総合的な相談窓口や情報提供窓口の整備を進めることが重要であるが、障害を取り巻く環境は依然として厳しく、療育段階から途切れのない支援を行う必要がある。このような情勢の中、障害児の自立を見据えた支援を目的に、令和5年4月より「多機能事業所からすたろうの学び家」を開所し、児童発達支援等の事業展開を図っているところである。

2. その対策

(1) 高齢者福祉

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる施策として、一人暮らしの高齢者に対しては、配食サービスによる安否確認や、緊急通報サポート事業等を実施している。また、寝たきり高齢者等の紙おむつ支給、寝具の洗濯・乾燥・消毒サービス等をはじめとする福祉サービスを提供するとともに、在宅介護支援センターによる訪問、相談事業による要支援者の把握などサービスの向上に努める。さらに地域包括支援センターを中心に高齢者の介護相談や虐待防止、権利擁護の業務、介護予防活動など介護・医療・福祉の連携を図る。

(2) 児童福祉

児童福祉については、保育の充実のほか、児童福祉の充実を図るとともに保育事業の充実や子育て支援事業の推進・出産祝い金や医療費助成・放課後児童クラブなど児童の健全育成と子育て世代の負担軽減を図るため、多様化するニーズに対応するよう、環境の整備に努める。

(3) 障害福祉

障害のある方が、地域のなかで安心して生活することができるよう、保健・医療・障害福祉サービスの充実や、さまざまな生活相談に応じ、適切なサービスの提供を行うため、相談支援体制の機能強化を整備する。

また、施設入所者の地域移行を各関係機関と連携をとりながら進めていく。

3. 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進				
	(2) 認定こども園	保育所等整備事業	南大隅町	
	(3) 高齢者福祉 施設 老人福祉センター その他	老人福祉センター改修事業 シルバー人材センター改修事業	南大隅町 南大隅町	
	(8) 過疎地域 持続的発展 特別事業 児童福祉	地域子育て支援センター委託事業 育児に関する相談や情報提供等の業務を委託し、育児支援を図る。 放課後児童健全育成事業 昼間、就労による保護者のいない家庭の	南大隅町 南大隅町	

	小学校児童を対象に遊びや生活の場を通して自主性・社会性・創造性の向上を図り、児童の健全育成を図る。 子育て支援特別手当 南大隅町民として出生したこどもの誕生を祝福し、子育て支援特別手当を支給する。 乳幼児医療費助成（事務費・扶助費）未就学児分 乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進し、乳幼児の健康増進を図る。 乳幼児医療費助成（事務費・扶助費）拡大分 小学生から高校生までの課税世帯の児童生徒の疾病の早期発見と早期治療を促進し、児童生徒の健康増進を図る。 子ども医療費助成（事務費・扶助費）非課税世帯分 小学生から高校生までの非課税世帯の児童生徒の疾病の早期発見と早期治療を促進し、児童生徒の健康増進を図る。 延長保育事業 保育時間の延長が必要な家庭を支援するために、延長保育を実施し仕事及び保育の両立支援を図る。 一時預かり事業 子育ての負担を一時的に緩和することで家庭の支援を図る。 病後児保育事業 病後回復期にある園児を保育所で預かり、安心して子育てができる支援を行う。	南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町	
--	---	---	--

高齢者・障害者 福祉	子どものための教育・保育給付費事業 保育所入所児童の保護者負担金を軽減し、子育て世代の経済的負担を軽減する。 児童発達支援事業 発達状態や心身に障がいのある子どもに身近な町内の施設で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の療育指導の支援を行うための補助金を交付する。 保育料無償化事業 保育所等の利用料について、国の無償化制度の対象とならない3歳以下の子供たちについても無償化し、子育て世帯の経済的負担を軽減する。 食の自立支援事業 食事の確保が困難な高齢者等の居宅を訪問し、食事の配食を行い食生活の改善を図るとともに安否の確認を行う。 地域型在宅介護支援センター運営事業 高齢者の在宅介護に関する相談を受け、情報提供、総合調整を行う。また、地域の高齢者の実態把握に努め、日常生活に支援が必要な方へ訪問支援を行う。 老人クラブ助成事業 高齢者自らが生きがいを持ち、健康づくりや社会貢献を推進するための支援を行う。	南大隅町	
		南大隅町	
		南大隅町	
(9) その他	シルバー人材センター支援事業 家族介護用品支給事業 敬老金支給事業 介護サービス確保対策事業 社会福祉協議会運営費補助事業	南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」区分における公共施設等については、各施設の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、「南大隅町公共施設等総合管理計画」及び「南大隅町公共施設等個別施設計画」の考え方に基づき、経過年数が31年以上経過した建物については、大規模改修は行わず、維持修繕での対応を検討し、公共施設の機能的かつ効率的な管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。



1. 現況と問題点

住民が地域社会で安心できる社会生活を営むためには、いつでもどこでも安心して必要な医療が受けられる医療的機能を持ち合わせた福祉施設が整備されなければ、年齢とともに不可避的である医療的需要の高まりのために、それらの機能や施設のある地域へ移動を余儀なくされることになる。

本町の医療施設としては、根占地区に医療法人1か所、歯科医院1か所がある。佐多地区においては、町立歯科診療所1か所のほか、4か所の町立へき地診療所があるが2か所については他の医療機関からの医師の派遣による診療を行っている状況にある。また、町内医療施設では、診療科目が限られるなど医療供給体制が十分とはいえないなどの問題もあり、一次医療の確保と、二次医療機関への連携により救急医療体制を行っている。今後は人口の自然減による診療所の存続、及びスタッフの確保が危惧される。また、肝属郡医師会立病院は地域の拠点病院ではあるが、近年、深刻な医師不足となっており、住民への安定した医療提供が困難となってきている。

また、大隅半島の南端に位置し小規模な集落が点在するという地理的特徴のために、福祉的事業の取組は他の市町村に比べて経費を増大させるものとなっている。医療的施設となれば、更に経費が増大されるため、そのような施設の集積は、隣接する錦江地区や鹿屋地区に、場合によっては鹿児島地区にまで依存せざるをえない。

さらに、肝属郡医師会立病院については、高齢化が非常に高い本町、錦江町エリアで唯一入院施設が整備されている病院であり、また急性期・回復期を含むケアミックス病院であるとともに、介護老人保健施設が併設された施設でもある。しかし、施設の敷地内は土砂災害（特別）警戒区域に指定されたため、危険区域内に立地していることや病棟については昭和56年の開院以来、経年による施設の老朽化が著しく、地域医療の環境の変化により、求められている医療機能の提供が困難な状況となりつつあるため、施設や診療機能、付帯施設などの再整備に係る基本計画を策定し現在、新病院の開院に向けて整備が進められている。また、南隅地域の開業医の高齢化もあり、閉院を見据えた地域医療体制の整備は、地域住民が安心・安全に医療の提供を受けるために、必要不可欠な課題である。

国民健康保険や後期高齢者医療制度における医療費については、生活習慣病などの治療のため増加の一途を辿っている状況である。生活習慣病等予防のためには、乳幼児期からの継続した健康増進・保健対策の展開が必要となっている。

2. その対策

日常生活での健康管理の普及、定期的な検診等の保健活動の充実など、住民に対して予防医療の充実を図る。さらに病気の早期発見、早期治療のために各種検診の受診率及び精密検査受診のより一層の向上を目指す。また、二次保健医療圏の医師会立病院などの医療施設等との連携を図りながら、急

病人に対応できる夜間、休日に交代で開院する在宅当番医制、並びに本町を含む大隅4市5町の重症救急患者に対する医療を確保するため、二次救急医療体制整備事業への支援を行い、医療体制の強化を努めている。初期救急医療機関である大隅広域夜間急病センターは、夜間時に緊急性の高い患者の診療を目的とされており、本町においても幅広い年齢層で受診されている。夜間診療の脆弱な地域においては地域住民が安心して医療を受けられる施設であることから、構成自治体と連携を図り支援を行う。また、救急告示病院は救急隊により搬送される傷病者を担う医療機関であることから、高齢化率の高い地域にとっては、地域住民の安心安全の確保が必要であるため、医療機関への支援を行い、受入れ態勢の整備を行う。

今後も、十分な診療機会の確保に努めるとともに、救急医療体制の整備を促進し、併せてへき地診療の機会の充実に努め、安心して必要な医療を受けられる医療体制の確立及び医療施設等の充実を図るとともに、医師招へい事業を推進し、拠点病院の医師不足を解消し、住民への安定した医療の提供を行う。

肝属郡医師会立病院の再整備については、具体的な整備計画を検討するため、錦江町と関係機関、有識者、住民代表で構成される検討委員会を設置し、高齢化率の増加や将来の人口減少など考慮し、地域に適した医療機関としての施設並びに付帯施設、診療体制の再編などを織り込む基本計画策定し、基本構想・基本計画・基本設計・実施設計・住民説明会を得て、令和6年度から造成・建設工事等の執行を行い、令和9年度の開院に向けての支援を両町協議の上、行う。

また、町民自らが自分自身及び家族の健康状態を自覚し改善を促進するため、健康教育・健康相談・健康診査・保健指導など健康増進の各種事業について、町民が利用しやすい体制づくりに努める。

さらに、感染症予防対策については、予防接種法並びに定期接種実施要領に基づき適正に行うとともに、感染症予防対策事業についても、適宜行うこととする。

3. 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7. 医療の確保				
	(1) 診療施設 病院 診療所	肝属郡医師会立病院建設事業 へき地診療所運営事業	南大隅町・錦江町 南大隅町	
	(3) 過疎地域 持続的発展 特別事業 民間病院	救急告示病院助成事業 県知事からの告示を受けた医療機関（肝属郡医師会立病院）で、休日、夜間における重症救急患者の入院治療を行う。	肝属郡医師会	

	その他	在宅当番医制委託事業 肝属郡医師会に登録した医療機関で休日、夜間に交代で急病人に備える。 医師招へい事業 拠点病院である肝属郡医師会立病院の医師不足を解消し、住民への安定した医療の提供を行う。 二次救急医療体制整備事業 大隅4市5町の重症救急患者の医療を確保するため、二次救急医療機関への支援を行い、救急医療体制の強化を図る。 大隅広域夜間急病センター事業 大隅定住自立圏を構成する3市5町において、地域住民の安全・安心な医療体制を確保するため、鹿屋市が設置する夜間急病センターへの支援を行う。 肝属郡医師会立病院再整備事業 地域の拠点病院である肝属郡医師会立病院の再整備を基本計画のもとに策定の実施設計により、造成、建築工事及び医療機器等の導入を行う。	肝属郡医師会 肝属郡医師会 鹿屋市 鹿屋市 南大隅町・錦江町	
	(4) その他	各種検診事業 予防対策事業 各種検診事業 母子保健事業 感染症予防事業	南大隅町 南大隅町 南大隅町	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

「医療の確保」区分における公共施設等については、各施設の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、「南大隅町公共施設等総合管理計画」及び「南大隅町公共施設等個別施設計画」の考え方に基づき、公共施設の機能的かつ効率的な管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

第9章 教育の振興



1. 現況と問題点

学校規模の適正化を進めた結果、平成 25 年 4 月、小学校 2 校、中学校 2 校、幼稚園 1 園と県立の高校 1 校となったが、令和 4 年 3 月に幼稚園が廃園となった。

また、佐多地区においては、令和 7 年 4 月から小学校を中学校内へ移転し、施設一体型の小中一貫校としてスタートしている。

令和 7 年の児童生徒数が小学校 172 人、中学校 123 人で人口減少や少子高齢化の進行により減少している中、少人数の特性を生かし、「個」に応じた学習の充実を図りながら、地域の自然や人材を積極的に活用し、特色ある教育や郷土を愛する心を育てる教育を推進している。

さらに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、児童生徒が生きる力を育むことができるようにしている。

学校教育の環境整備については、木造校舎等や屋内運動場等の整備も進められてきたが、経年劣化により校舎や屋内運動場等にひずみや腐食が生じ補修が必要な学校もある。

更に、学校給食センターの備品等及び給食配送車についても更新時期となっており、児童・生徒に学校給食の安定供給が出来るように整備が必要である。

学校の統廃合により 75 人の児童生徒が遠距離通学をしており、登下校の安全を保つことや安全な学校づくりを図るため、地域社会全体で見守る体制を確立していく必要がある。

社会教育活動は、中央公民館を中心に山村交流施設、地区集会施設等を利用して生涯学習講座を実施するほか、図書館、B & G 施設、国立少年自然の家等を利用した青少年健全育成事業を開催している。

また、スポーツ基本法の制定により、スポーツの推進が国家戦略として位置付けられ、益々活性化が求められており、屋内外運動場や体育施設、学校体育施設開放事業により学校の施設においても運動会や各種大会が行われている。

このような中、町民のニーズに対応した多様な学習の場や機会の提供、身近な地域での講師の確保、リーダーの発掘が必要となる。また、地域や社会全体で青少年の成長を支え、奉仕活動や体験活動を通じて見守る機運の醸成や町民総スポーツを目標に、一人ひとりのライフステージに合ったスポーツができる環境整備が必要である。自転車競技場を活用し、様々な大会の誘致を行い、自転車競技人口の増加や関係人口の拡大を図る。

2. その対策

学校教育では、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を理解していくことや、様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につ

なげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるよう教育環境や教育体制の諸施策を展開する。

施策として、学年や発達の段階に応じた指導内容や指導方法の工夫、「大隅学力向上リーフレット」に本町独自の地域特性を加えたプログラムの作成、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業を進めるとともに、国際化・情報化に適應する能力向上のためにA L T等の活用継続、I C T環境の整備充実、発達や学びの連続性の観点から小一中、中一高における交流や南大隅高等学校存続支援事業を推進する。

安全・安心な教育環境を目指し、学校関連施設については、校舎や屋内運動場等の補修改善に努める。給食施設については、学校給食センターの備品等、配送車の更新等に努める。

また、児童生徒の安全な登下校を確保するためにスクールガード事業の継続や、スクールバス運行事業を実施する。

社会教育については地区公民館活動の確立と支援を行いながら、町民の誰もが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう生涯学習講座を開催し、関係機関団体との連絡調整を行い学習機会の充実を目指す。また、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動を進めながら地域の創生を目指す。特に道徳性や社会性、協調性の育成のために南端まちづくり活動やチャレンジスクール事業等を積極的に開催する。

施設整備においては、図書館、体育施設、地区集会施設、廃校施設等の整備補修、スポーツ合宿を推進するための施設の整備を進め地域全体での有効活用を図る。

3. 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8. 教育の振興				
	(1) 学校教育 関連施設			
	校 舎	小学校校舎整備事業 中学校校舎整備事業	南大隅町 南大隅町	
	屋内運動場	神山小学校屋内運動場建替事業 小学校屋内運動場整備事業 中学校屋内運動場整備事業	南大隅町 南大隅町 南大隅町	
	教職員住宅	教職員住宅整備事業	南大隅町	
	給食施設	給食配送車購入事業	南大隅町	
	スクールバス・ボート	スクールバス整備事業 スクールバス運行事業	南大隅町 南大隅町	

	(3) 集会施設、 体育施設等 集会施設 体育施設	集会施設整備事業 社会体育施設整備事業	南大隅町 南大隅町	
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 義務教育	外国語指導助手招致事業（A L T）	南大隅町	
	(5) その他	学習支援員配置事業 情報電算システム整備事業 南大隅高等学校存続支援事業 青少年健全育成事業	南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

「教育の振興」区分における公共施設については、小中学校の統合等に伴い、閉校した学校の跡地・跡施設の効果的な利活用に努めるとともに、「南大隅町公共施設等総合管理計画」及び「南大隅町公共施設等個別施設計画」の考え方にに基づき、経過年数が31年以上経過した建物については、大規模改修を行わず、維持修繕で対応をしていくが、神山小学校屋内運動場等の現状維持する学校施設については、大規模改修等を検討し、公共施設の機能的かつ効率的な管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。



1. 現況と問題点

過疎高齢化が進行し、自治組織や地域コミュニティ活動が衰退し、自治会組織の運営も厳しい状況にある地域も見られるようになってきている。

このような中で、自治会組織の再編など地域ごとの様々な課題があり、その取組も多様化している。

これまでは、町や地域で行われるイベントや環境美化活動、青少年の健全育成、防犯・防災活動などにおいて、自治会が一定の役割を担ってきた。

また、地域コミュニティには、地域ごとの文化や歴史、特に高齢者には計り知れない知恵や技が残されており、これらの地域の歴史や文化及び人々の知恵や技を顕在化させ、資源として活用し、地域コミュニティの活性化を図ることが課題である。

さらに、U J I ターン希望者などの移住定住を促進するため、時代のニーズに合った施策も必要である。

2. その対策

過疎・高齢化の進行により地域活動が困難になっていることから、足腰の強い自治会づくりを図るために、地域の実情を踏まえながら、町民の主体的な取組を基に、小規模自治会等の再編を促しつつ、機能の維持・存続を支援する。

また、地区の行事や広報誌等を通じて、あるいはP T Aの協力を得ながら、転入者や子育て世代に自治会加入を呼びかけるなど、自治会加入促進の仕組みづくりや町民が主体となって積極的に課題に取組む組織づくりのため、自治会活動の拠点となる自治振興施設の整備充実や空き家の活用などの住環境整備を図る必要がある。

さらに、特性を活かした地域づくりを推進するために、自治会等が自主的、主体的に計画した地域コミュニティ活動に対して、助成制度を設けるなどの支援を行います。

なお、町民の多様なニーズを把握し、的確に対応できるように、地域担当職員制度の充実を図る。

3. 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9. 集落の整備				
	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 集落整備	地区公民館活動助成事業 地区公民館活動に係る補助金を交付する。	南大隅町	
	(3) その他	地域振興施設整備事業 スマイル支え合い活動事業補助金 空き家等解体除去事業	南大隅町 南大隅町 南大隅町	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

「集落の整備」区分における公共施設については、各施設の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、「南大隅町公共施設等総合管理計画」及び「南大隅町公共施設等個別施設計画」の考え方にに基づき、集落の活動拠点や避難所として利用されていても、施設の老朽化によっては施設の廃止も検討を進めながら、基本的に経過年数が31年以上経過した建物については、大規模改修を行わず、維持修繕で対応をしていくが、公共施設の機能的かつ効率的な管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

第11章 地域文化の振興等



1. 現況と問題点

根占地区には国指定天然記念物の「ヘゴ自生北限地帯」をはじめ県指定の「カワゴケソウ科」・「根占町川北の田の神」・「根占町川南宇都の板碑」また「南蛮船係留の大楠」など29の町指定文化財がある。佐多地区には国指定文化財では史跡として「佐多旧薬園」、天然記念物として「稲尾岳」・「鹿児島県のソテツ自生地」がある。県指定の無形民俗文化財として「佐多の御崎祭り」があり、「島泊の磨崖仏」をはじめ「郡の古石塔群」・「辺塚の経塚及び供養塔群」「上之園太鼓踊り」「島泊のオギオンサアの嫁入り」の5つが町指定文化財の指定を受けている。

町では、個人や団体に文化財の管理委託或いは伝統芸能等の保存を依頼しているが、少子化・高齢化の影響で伝承者・後継者が少なくなっており地域文化の衰退が懸念されている。

2. その対策

郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことはふるさとの理解や豊かな感性の涵養に必要なものであり、これらの歴史・文化遺産を後世に伝えていく取組を充実させることが必要である。

そのために、団体及び個人の成果を発表する場の確保や芸術文化鑑賞の機会の提供や、生涯学習公民館講座から自主グループへ、そして文化協会へと組織を育成し町民の芸術文化活動の底辺を広げることに努める。また、郷土の文化財や伝統文化の歴史的価値を広く町民に知らせ、これまで同様に地域の伝統行事や祭りなど伝統文化の継承のために後継者の育成や伝承活動に対し支援を実施する。

3. 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10. 地域文化の振興等				
	(3) その他	芸術文化活動及び文化財保存事業	南大隅町	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

「地域文化の振興等」区分における公共施設については、各施設の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、「南大隅町公共施設等総合管理計画」及び「南大隅町公共施設等個別施設計画」の考え方に基づき、公共施設の機能的かつ効率的な管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進



1. 現況と問題点

本町を取り巻く海、山、川等の雄大な自然及びそこに生息する多くの動植物などは、かけがえのない財産であり、こうした自然を将来にわたって引き継いでいくために、自然の保全に重点を置いた環境と共生するまちづくりを進めることが必要である。また同時に、自然資源を農林水産業や観光産業等に活用するとともに、自然エネルギーとして活用するなど、自然資源の保全に十分に配慮した活用を進めることが求められている。

また、本町においては、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする脱炭素社会の実現に向けて、令和3年7月に「ゼロカーボンシティ」の共同宣言を錦江町・肝付町・南大隅町の3町で実施した。目標を達成するためにも、3町が連携し広域的に取り組む必要がある。

2. その対策

町域から排出される温室効果ガスの削減に向けて、社会基盤の整備と合わせた環境に優しいまちづくりの検討など、町民、事業者、町が一体となって環境負荷の低減に取り組むとともに、太陽光発電や風力利用など、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの導入を検討していく。

3. 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11. 再生可能エネルギーの利用の推進				
	(1)再生可能エネルギー利用施設	太陽光発電施設整備事業	南大隅町	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

「再生可能エネルギーの利用の推進」区分における公共施設については、「南大隅町公共施設等総合管理計画」及び「南大隅町公共施設等個別施設計画」の考え方にに基づき、民間企業等の持つノウハウや資金の導入等も検討を進めながら、財政負担の軽減とサービス水準の向上を目指し、公共施設の機能的かつ効率的な管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項



1. 現況と問題点

過疎・高齢化の進む本町においては、地域活動が困難になってきている自治会等もあり、小規模近隣自治会との再編を検討する気運もないことはないが、再編までは進んでいない。

小学校が統合されてから住民活動の拠点施設となっていた学校跡地についても、今後、有効活用ができるように検討する必要がある。

また、本町でも、各種の交流イベントが開催しているが、集約できるイベントは集約し、広域的に実施できるイベントの開催も視野に入れながら交流人口の増加を図っていく必要がある。

2. その対策

本町では、融和と躍動をテーマに、御神幸・花火大会等夏の一大イベント、夏祭りや・町民の協働による活力に満ちた、ふるさと祭り等の維持・継続を図る。

また、各地域で実施されていたイベントの検証を行い、町民一体感の醸成と融和を図ることができ、イベントの開催や交流人口の増加に結びつく特色あるイベントについて支援を行いながら、地域の自立・活性化のために、町民自らが率先して地域づくりを担っていく人材の育成が求められており、地域担当職員と連携した取組を支援する。

3. 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項				
		まつり事業 夏祭り（花火大会） 南大隅ふるさと祭り 固定資産現況調査事業 地籍調査事業 小学校跡地整備事業 町民駐車場整備事業 佐多支所改修事業	実行委員会 実行委員会 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町 南大隅町	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」区分における公共施設については、各施設の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、「南大隅町公共施設等総合管理計画」及び「南大隅町公共施設等個別施設計画」の考え方に基づき、現状維持する施設についても、建替え等の更新時には面積等の削減も検討しながら財政負担の軽減とサービス水準の向上を目指した計画を進め、また、経過年数が31年以上経過した建物については、大規模改修は行わず、維持修繕での対応を検討し、公共施設の機能的かつ効率的な管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

事業計画（令和８年度～令和１２年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促進、人材育成	(４) 過疎地域 持続的発展特別事業 移住・定住	定住促進住宅取得資金補助事業 移住・定住希望者の住宅取得に係る補助金を交付する。 【事業の必要性】 転入者の増加と定住のため 【見込まれる事業効果等】 本町への移住者・定住者の増加及び空き家の解消	南大隅町	移住者・定住者の増加を図る事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		移住・定住促進事業（旅費補助） 本町への移住・定住希望者が自ら視察のために本町へ訪れた旅費に係る補助金を交付する。 【事業の必要性】 移住・定住希望者への支援のため 【見込まれる事業効果等】 本町への移住者・定住者の増加	南大隅町	移住者・定住者の増加を図る事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		移住・定住促進事業家賃補助事業 移住者に家賃に係る補助金を交付する。 【事業の必要性】 移住者への支援のため 【見込まれる事業効果等】 本町への移住者の増加	南大隅町	移住者・定住者の増加を図る事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
	地域間交流	佐多岬マラソン大会 地域の特性を生かしたスポーツ交流事業のイベントを開催する。 【事業の必要性】 交流人口増加のため 【見込まれる事業効果】 地域活性化	実行委員会	本大会を通じて町内外の交流・関係人口の拡大、観光浮揚、健康増進を図るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。

2 産業の振興	(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業	営農指導員設置事業 農業経営の安定化、向上を図るため、営農指導員を配置し、農業生産活動の活性化を促進する。 【事業の必要性】 新たな農業担い手の確保、荒廃農地の発生防止、農作物の品質向上等のため 【見込まれる事業の効果等】 農業の新たな担い手の確保、荒廃農地の発生防止、農作物の品質向上等	南大隅町	農業の新たな担い手の確保、荒廃農地の発生防止、農作物の品質向上等の本町第一次産業の振興を図る事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
	第1次産業			
	その他	地産地消フェア 町内農畜産物、水産物、加工品等の即売を行う。 【事業の必要性】 町内産品の消費拡大のため 【見込まれる事業の効果等】 町内産品の消費拡大	南大隅町	町内特産物の消費拡大を図る目的の事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
3 地域における 情報化	(2) 過疎地域 持続的発展特 別事業	SNS情報配信事業 情報配信におけるSNSを活用した情報化を図る。 【事業の必要性】 多様性に沿った情報配信、住民が利用しやすい情報化が必要なため 【見込まれる事業効果等】 年代を問わず、使用しやすいデバイスを活用した情報共有と即時性の確保	南大隅町	住民への情報共有を図る事業であることから、施策の成果が将来に及ぶ。
	情報化	IT研修事業 行政のデジタル化に应运るため、職員のスキルアップ・人材育成を図る。 【事業の必要性】 地域情報化及び自治体DXの推進に職員の人材育成が必須 【見込まれる事業効果等】 自治体DXや行政手続きのIT化により人材育成による地域全体の情報化に繋がる	南大隅町	職員の人材育成により地域全体の情報化につながる事業であることから、施策の成果が将来に及ぶ。

	デジタル技術 活用	UDデジタル配信事業 情報化において、「誰一人取り残さない」「人に優しい」情報化のためUD フォントや多言語対応を図る。 【事業の必要性】 誰一人取り残さないデジタル化、また 情報を伝える取組が必要なため 【見込まれる事業効果等】 自治体DX、地域情報化において多 言語対応等による配慮したデジタ ル化が図られる	南大隅町	ユニバーサルデ ザインに配慮し た情報を伝える ための事業であ ることから、施策 の成果が将来に 及ぶ。
		デジタル広報事業 広報業務におけるIT・デジタル化 を図る。 【事業の必要性】 ペーパーレス化やデジタル化の必 要性と行政業務の効率化のため 【見込まれる事業効果等】 自治体DX、地域情報化において行 政情報をより多様性のある発信が 図られる	南大隅町	行政情報の発信 の多様性につな がる事業である ことから、施策の 成果が将来に及 ぶ。
4 交通施設の整 備、交通手段の確 保	(9) 過疎地域 持続的発展特 別事業 公共交通	山川・根占航路運航推進事業 薩摩半島と大隅半島の先端部を結 ぶ山川・根占航路の安定的運航及び 利用促進を図る。 【事業の必要性】 航路の確保 【見込まれる事業効果等】 航路の維持による利便性の向上	運航推進 協議会	地域住民の移動 手段を確保する ための事業であ ることから施策 の効果が将来に 及ぶ。
		生活公共交通確保対策事業 廃止路線代替バスの運行費補助を 行う。 【事業の必要性】 移動手段の確保 【見込まれる事業効果等】 交通空白地・不便地域の解消等	南大隅町	地域住民の移動 手段を確保する ための事業であ ることから施策 の効果が将来に 及ぶ。
		南大隅町地域公共交通 活性化協議会事業 地域公共交通計画の策定や見直し、	地域公共 交通活性 化協議会	地域住民の移動 手段を確保する ための事業であ

		地域公共交通の運行に関する協議、管理を行う。 【事業の必要性】 移動手段の確保、利便性向上 【見込まれる事業効果等】 交通空白地・不便地域の解消等		ることから施策の効果が将来に及ぶ。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	山川・根占航路運航推進事業 薩摩半島と大隅半島の先端部を結ぶ山川・根占航路の安定的運航及び利用促進を図る。 【事業の必要性】 航路の確保 【見込まれる事業効果等】 航路の維持による利便性の向上	運航推進協議会	地域住民の移動手段を確保するための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		生活公共交通確保対策事業 廃止路線代替バスの運行費補助を行う。 【事業の必要性】 移動手段の確保 【見込まれる事業効果等】 交通空白地・不便地域の解消等	南大隅町	地域住民の移動手段を確保するための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	地域子育て支援センター委託事業 育児に関する相談や情報提供等の業務を委託し、育児支援を図る。 【事業の必要性】 子育ての不安感の緩和 【見込まれる事業効果等】 保護者の安心及び定住・移住の促進	南大隅町	子育てに対する保護者の不安を緩和するための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		放課後児童健全育成事業 昼間、就労による保護者のいない家庭の小学校児童を対象に遊びや生活の場を通して自主性・社会性・創造性の向上を図り、児童の健全育成を図る。 【事業の必要性】 子育て世代の保護者負担を緩和 【見込まれる事業効果等】 児童の安心安全及び定住・移住の促進が地域の活性化に繋がる	南大隅町	子育て世代の保護者負担を緩和し、児童の健全育成を図るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。

		子育て支援特別手当 南大隅町民として出生したこどもの誕生を祝福し、子育て支援特別手当を支給する。 【事業の必要性】 子育て世代の保護者負担を緩和 【見込まれる事業効果等】 家庭における子育て環境整備に役立つとともに、子を多く持とうとする保護者の増加に寄与	南大隅町	子育て世代の保護者負担を緩和し、子ども数の増加を図るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		乳幼児医療費助成(事務費・扶助費) 未就学児分 乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進し、乳幼児の健康増進を図る。 【事業の必要性】 乳幼児の健康増進を図り、子育て世代の保護者負担を緩和 【見込まれる事業効果等】 乳幼児の健康増進、安心して子育てできる環境づくりに寄与	南大隅町	子育て世代の保護者負担を緩和し、乳幼児の健康増進を図るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		乳幼児医療費助成(事務費・扶助費) 拡大分 課税世帯の児童生徒の疾病の早期発見と早期治療を促進し、乳幼児の健康増進を図る。 【事業の必要性】 児童生徒の健康増進を図り、子育て世代の保護者負担を緩和 【見込まれる事業効果等】 児童生徒の健康増進、安心して子育てできる環境づくりに寄与	南大隅町	子育て世代の保護者負担を緩和し、児童生徒の健康増進を図るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		子ども医療費助成(事務費・扶助費) 非課税世帯分 非課税世帯の児童生徒の疾病の早期発見と早期治療を促進し、乳幼児の健康増進を図る。 【事業の必要性】 児童生徒の健康増進を図り、子育て	南大隅町	子育て世代の保護者負担を緩和し、子どもの健康増進を図るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。

		世代の保護者負担を緩和 【見込まれる事業効果等】 児童生徒の健康増進、安心して子育てができる環境づくりに寄与		
		延長保育事業 保育時間の延長が必要な家庭を支援するために、延長保育を実施し仕事及び保育の両立支援を図る。 【事業の必要性】 子育て世代の保護者身心的負担を緩和 【見込まれる事業効果等】 保護者の安心及び定住・移住の促進	南大隅町	子育て世代の保護者負担の緩和を図るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		一時預かり事業 子育ての負担を一時的に緩和することで家庭の支援を図る。 【事業の必要性】 子育て世代の保護者身心的負担を緩和 【見込まれる事業効果等】 保護者の安心及び定住・移住の促進	南大隅町	子育て世代の保護者負担の緩和を図るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		病後児保育事業 病後回復期にある園児を保育所で預かり、安心して子育てができる支援を行う。 【事業の必要性】 子育て世代の保護者身心的負担を緩和 【見込まれる事業効果等】 園児や保護者身心の安全の確保及び定住・移住の促進	南大隅町	子育て世代の保護者負担の緩和を図るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		子どものための教育・保育給付費事業 保育所入所児童の保護者負担金を軽減し、子育て世代の経済的負担を軽減する。 【事業の必要性】 子育て世代の経済的負担を緩和 【見込まれる事業効果等】	南大隅町	子育て世代の保護者負担の緩和を図るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。

	高齢者・障害者福祉	現場の質の向上及び定住・移住の促進		
		児童発達支援事業 発達状態や心身に障がいのある子どもに身近な町内の施設で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の療育指導の支援を行うための補助金を交付する。 【事業の必要性】 本人や家族の将来的負担軽減など障害福祉の向上を図る。 【見込まれる事業効果等】 子どもや保護者の身心及び経済的負担の軽減	南大隅町	子育て世代の保護者負担の緩和を図るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		保育料無償化事業 保育所等の利用料について、国の無償化制度の対象とならない3歳以下の子供たちについても無償化し、子育て世帯の経済的負担を軽減する。 【事業の必要性】 子育て世代の経済的負担を緩和 【見込まれる事業効果等】 保護者の安心及び定住・移住の促進	南大隅町	子育て世代の保護者負担の緩和を図るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		食の自立支援事業 食事の確保が困難な高齢者等の居宅を訪問し、食事の配食を行い食生活の改善を図るとともに安否の確認を行う。 【事業の必要性】 高齢者等の食事の確保と安否確認 【見込まれる事業効果等】 高齢者等の食事確保と安否確認がされ、過疎地域における持続的な見守り活動につながるとともに、高齢者等の継続的な自立支援、支援者・親族の負担軽減が図られる	南大隅町	地域における高齢者の福祉を増進するための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。

		地域型在宅介護支援センター運営事業 高年齢者の在宅介護に関する相談を受け、情報提供、総合調整を行う。 また、地域の高年齢者の実態把握に努め、日常生活に支援が必要な方へ訪問支援を行う。 【事業の必要性】 在宅介護が必要な高年齢者やその家族が安心して地域生活を送ることができるように、相談など支援体制の充実を図る 【見込まれる事業効果等】 支援体制の充実を図ることにより、自立した日常生活・社会生活を促進	南大隅町	地域における高年齢者の福祉を推進するための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		老人クラブ助成事業 高年齢者自らが生きがいを持ち、健康づくりや社会貢献を推進するための支援を行う。 【事業の必要性】 高年齢者の生きがいと健康づくりや孤独化防止 【見込まれる事業効果等】 高年齢者が社会活動に積極的に参加することにより、地域の活性化及び定住促進に繋がる	南大隅町	地域における高年齢者の福祉を推進するための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		介護サービス確保対策事業 町内全域に安定的かつ継続的な介護サービスが提供できる仕組みづくりを構築する。 【事業の必要性】 必要な介護サービスの十分な提供のため 【見込まれる事業効果等】 介護事業者の経営の安定化が図られる。	南大隅町	地域における介護サービスの維持を図るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。

		社会福祉協議会運営費補助事業 社会福祉協議会の円滑な運営により地域福祉づくりの充実が図る。 【事業の必要性】 代替性を有しない事業実施の運営も担っているため公益性を有する社会福祉協議会は地域福祉の継続のために必要である。 【見込まれる事業効果等】 地域の福祉ニーズの高まりにより専門的知見を有する社会福祉協議会の果たす役割は大きい。	社会福祉協議会	公共性を持つ社会福祉協議会に対し、地域福祉サービスの継続を図るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
7 医療の確保	(3) 過疎地域 持続的発展特別事業 民間病院	救急告示病院助成事業 県知事からの告示を受けた医療機関（肝属郡医師会立病院）で、休日、夜間における重症救急患者の入院治療を行う。 【事業の必要性】 地域住民に対する安心・安全・安定した医療の提供のため 【見込まれる事業効果等】 住民への安定した医療の供給	肝属郡医師会	地域の重症救急患者の医療の確保のため、県知事の告示を受けている医療機関に対する事業であることから、施策の効果が将来に及ぶ。
		在宅当番医制委託事業 肝属郡医師会に登録した医療機関で休日、夜間に交代で急病人に備える。 【事業の必要性】 地域住民に対する安心・安全・安定した医療の提供のため 【見込まれる事業効果等】 住民への安定した医療の供給	肝属郡医師会	南隅地域において唯一、入院施設を備えた医療機関であることから、地域住民の安心・安全な暮らしを確保するための事業であり、施策の効果が将来に及ぶ。
		医師招へい事業 拠点病院である肝属郡医師会立病院の医師不足を解消し、住民への安定した医療の提供を行う。 【事業の必要性】 地域住民に対する安心・安全・安定した医療の提供のため	肝属郡医師会	医療体制の脆弱な地域にある拠点病院の医師不足を解消ための事業であることから、施策の効果が将来に及ぶ。

	その他	【見込まれる事業効果等】 住民への安定した医療の供給		
		二次救急医療体制整備事業 大隅4市5町の重症救急患者の医療を確保するため、二次救急医療機関への支援を行い、救急医療体制の強化を図る。 【事業の必要性】 地域住民に対する安心・安全・安定した医療の提供のため 【見込まれる事業効果等】 住民への安定した医療の供給	鹿屋市	地域の重症救急患者の医療の確保のための事業であることから、施策の効果が将来に及ぶ。
		大隅広域夜間急病センター事業 大隅定住自立圏を構成する3市5町において、地域住民の安心・安全な医療体制を確保するため、鹿屋市が設置する夜間急病センターへの支援を行う。 【事業の必要性】 地域住民に対する安心・安全・安定した医療の提供のため 【見込まれる事業効果等】 住民への安定した医療の供給	鹿屋市	夜間、緊急性の高い患者の処置を行うことを目的としており、地域住民の安心・安全な暮らしを確保するための事業でありことから、施策の効果が将来に及ぶ。
		肝属郡医師会立病院再整備事業 地域の拠点病院である肝属郡医師会立病院の再整備を基本計画のもとに策定の実施設計により、造成、建築工事及び医療機器等の導入を行う。 【事業の必要性】 拠点病院の再整備を実施することにより、地域に即した医療体制の確保を図るため 【見込まれる事業効果等】 地域医療の拠点病院の再整備による、過疎、高齢化地域における医療体制の確立	南大隅町・ 錦江町	拠点病院である肝属郡医師会立病院を再整備することにより、地域の実情に適した医療提供を行うことで、住民の安心・安全な暮らしを確保する事業であることから、施策の効果が将来に及ぶ。
8. 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別	外国語指導助手招致事業 小・中学校の英語発音や国際理解教	南大隅町	児童・生徒の学習意欲の向上を図

	事業 義務教育	育の向上を目的に、外国語指導助手を招致し、指導教材の作成や授業の補助、児童生徒との交流、外国文化の情報提供を行い、確かな学力向上につなげる。 【事業の必要性】 英語教育の質向上、機会の確保 【見込まれる事業効果等】 児童・生徒の学習意欲の向上		るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
9 集落の整備	(2) 過疎地域 持続的発展特 別事業 集落整備	地区公民館活動助成事業 地区公民館活動に係る補助金を交付する。 【事業の必要性】 公民館活動への支援のため 【見込まれる事業効果】 心豊かで潤いに満ちたふるさとづくり	南大隅町	地区公民館の活動を支援し、地域活性化を図るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。